

令和 2 年 第 1 回定例会

高 山 村 議 会 会 議 録

令和 2 年 3 月 4 日 開会

令和 2 年 3 月 19 日 閉会

高 山 村 議 会

令和 2 年第 1 回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3 月 4 日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○村長挨拶	4
○開議の宣告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○同意第 1 号の上程、説明、採決	6
○諮問第 1 号の上程、説明、採決	8
○議案第 1 号、議案第 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 1
○議案第 3 号の上程、説明	1 4
○議案第 4 号の上程、説明	1 6
○議案第 5 号の上程、説明	1 6
○議案第 6 号の上程、説明	1 8
○議案第 7 号の上程、説明	1 9
○議案第 8 号の上程、説明	2 1
○議案第 9 号の上程、説明	2 2
○議案第 1 0 号の上程、説明	2 2
○議案第 1 1 号の上程、説明	2 3
○議案第 1 2 号の上程、説明	2 4
○議案第 1 3 号の上程、説明	2 6
○議案第 1 4 号の上程、説明	2 8
○議案第 1 5 号の上程、説明	2 9

○議案第 16 号の上程、説明	29
○議案第 17 号の上程、説明	30
○議案第 18 号の上程、説明	31
○議案第 19 号の上程、説明	32
○議案第 20 号の上程、説明	32
○議案第 21 号～議案第 28 号の一括上程、説明	33
○議案第 29 号～議案第 36 号の一括上程、説明	43
○一般質問	50
5 番 野 上 富士夫 君	50
6 番 山 口 英 司 君	53
1 番 後 藤 明 宏 君	57
3 番 林 和 一 君	59
4 番 後 藤 肇 君	62
○休会について	65
○散会の宣告	65

第 2 号 （3月19日）

○議事日程	67
○本日の会議に付した事件	68
○出席議員	68
○欠席議員	68
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	69
○事務局職員出席者	69
○開議の宣告	70
○会議録署名議員の追加指名	70
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	70
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	71
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	72
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	73
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	73

○議案第 8 号の質疑、討論、採決	7 4
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	7 4
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	7 6
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	7 6
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	7 7
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	7 7
○議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	7 9
○議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	8 0
○議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	8 1
○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	8 1
○議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	8 2
○議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	8 2
○議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	8 3
○議案第 2 1 号～議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	8 4
○議案第 2 9 号～議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	9 0
○委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について	1 2 2
○議員派遣について	1 2 3
○閉会の宣告	1 2 3
○署名議員	1 2 5

令和2年第1回高山村議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和2年3月4日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1 号 高山村教育委員会教育長の任命について
- 日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第 1 号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について
- 日程第 6 議案第 2 号 高山村公平委員会設置条例の廃止について
- 日程第 7 議案第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 たかやま暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定に
ついて
- 日程第 9 議案第 5 号 高山村空家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 6 号 高山村行政区及び区長設置条例の全部改正について
- 日程第11 議案第 7 号 高山村印鑑条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8 号 高山村職員定数条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 9 号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第14 議案第10号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について
- 日程第15 議案第11号 高山村旅費支給条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 高山村出産祝金支給条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 高山村特別敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 高山村総合農政推進資金融通措置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 高山温泉いぶきの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正につ

いて

- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 高山村農業振興基金貸付条例の廃止について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 道の駅中山盆地高山観光交流館新築工事の変更請負契約について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和元年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和元年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和元年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 2 年度高山村一般会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 2 年度高山村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 2 年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 2 年度高山村介護保険特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 令和 2 年度高山村土地開発事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 令和 2 年度高山村農業用水事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 令和 2 年度高山村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 令和 2 年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算
- 日程第 4 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 後 藤 明 宏 君

3 番 林 和 一 君

5 番 野 上 富士夫 君

2 番 佐 藤 晴 夫 君

4 番 後 藤 肇 君

6 番 山 口 英 司 君

7 番 平 形 眞喜夫 君

8 番 奈 良 哲 男 君

9 番 小 林 進 君

10 番 林 昌 枝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	飯 塚 哲 也 君
教 育 長	山 口 廣 君	総 務 課 長	平 形 郁 雄 君
会計管理者兼 税務会計課長	佐 藤 章 彦 君	住 民 課 長	飯 塚 優一郎 君
保 健 み ら い 長	林 隆 文 君	農 林 課 長	星 野 茂 樹 君
建 設 課 長	飯 塚 欣 也 君	地 域 振 興 課 長	割 田 眞 君
教 育 課 長	割 田 信 一 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	後 藤 好	書 記	林 大 生
--------	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから令和2年第1回高山村議会定例会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第1回高山村議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和元年度も残すところ1カ月を切りましたが、その間の村政運営が順調に推移したことは、議員皆様をはじめ村民のご理解とご協力によるものと、深く感謝申し上げます。

さて、第1回定例会の開会に当たり、令和2年度予算並びに関連諸議案の御審議をお願いするわけですが、私が村政運営に臨む所信の一端を述べさせていただき、ご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

世界中を震撼させている新型コロナウイルス感染症ですが、昨年12月以降からは中国湖北省武漢市で発生し、短期間のうちに世界中に広まっており、WHO世界保健機関事務局長は、2月27日、新型コロナウイルスの感染症大流行は決定的な分岐点を迎えており、パンデミックの可能性があるとして指摘いたしました。そんな中、政府では、この新型肺炎の患者が国内でさらに増える事態に備え、感染拡大阻止に向けた対応策として、2月25日に総合的な基本方針を決定、さらに、2月28日には、全国全ての小・中学校並びに高校、特別支援学校に対し、春休みまでの間、臨時休業とするよう要請をいたしました。

本村においても、これを受け、同日の午前8時に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、その対策に全力で取り組んでいるところでございます。その対応について、賛否両論あるところではありますが、住民の健康、特にクラスター（集団）を生み出すことを防止す

ることが極めて重要であることから、子供の集団感染拡大防止に最善を尽くしたいと考えており、関係者のご理解をお願いするところでもございます。

健康面や経済等に悪影響を及ぼすことが非常に懸念される中、政府は自然災害への対応や大型経済対策などを盛り込んだ令和元年度補正予算が可決成立いたしました。主な内容は、自然災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化対策、また、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組や農林水産業の輸出力強化、さらにオリンピック・パラリンピック後も見据えた未来への投資として、ＩＣＴ教育強化のための小・中学校の児童・生徒１人に１台のパソコン等端末を整備するといった内容でありました。

また、２月１４日には新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策を踏まえ、令和元年度一般会計の予備費使用等に伴う地方負担への財政措置を講ずるとともに、３月１０日をめどに緊急対策として仕事を休まざるを得ない保護者に対する新たな助成金制度の創設が検討されております。

本村においても、こうした国の動向に注視しながら、現状をしっかりと捉えるとともに、中長期的な展望を視野に入れ、将来を見据えた取組が必要と考えております。また、本村のような小さな自治体の特徴を生かした、小回りの利く施策展開と官民・地域連携、民意と行政との乖離を是正した総合的な戦略の策定、運用を目指すものであります。

新年度予算においては、前年度比３．０％の増額となりましたが、予算編成に当たっては、財源の積極的な確保を図るとともに、経費の削減、事務事業の見直しなど歳出の抑制に努め、村の現状と将来を見据える中、効果的に事業展開できるよう、全庁体制で取り組んだ次第でございします。

村の中心地づくりとしての道の駅の周辺整備では、アドバイザーの小島先生の協力の下、中心地づくりに特化した新たな組織を設置する中で取り組んでいきます。また、その内容の集約につきましては、副村長を中心とした未来プロジェクトチームにより、全体像を描いていきたいと考えております。

令和２年度においては、財政の中長期的な展望に立ち、それぞれの事業に対する前例踏襲にとらわれない、財政の健全化を図るための事業仕分け等に取り組んでいきたいと考えております。議員各位のご理解を頂きながら諸課題に取り組む覚悟でございますので、「笑顔で輝く高山村」の実現に向け、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、議会招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 昌枝君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、山口英司議員及び7番、平形眞喜夫議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間と決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、同意第1号 高山村教育委員会教育長の任命について、本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第1号 高山村教育委員会教育長の任命について、提案理由の説

明を申し上げます。

教育長の山口廣さんが、本年3月31日をもって3年の任期が満了となりますが、再びお願いをしたいと思い、ご提案を申し上げるところでございます。

山口氏は東京理科大学を卒業後、群馬県教育委員会に教員として奉職し、最初の赴任地は旧新田郡笠懸村村立中学校に就き、これを皮切りに県内小・中学校教員として勤務され、平成14年には高山中学校へ教頭として4年間在籍し、その後、平成22年から校長職として鎌原小学校校長、応桑小学校校長、高山小学校校長をそれぞれ歴任され、平成29年4月より教育長として、本村の教育行政に尽力され、現在に至っております。

山口氏は、人格高潔で、冷静沈着な思考力と判断力に富んでいるとともに、教育に対する使命感や情熱を人一倍持ち備えており、私が村政の公約として掲げる項目の一つであります教育環境の整備のさらなる充実を図っていただけるものと確信しております。教育行政の要として、引き続き村政の発展に尽くしていただきたく考えております。

議員各位のご理解を賜り、ご同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから、同意第1号 高山村教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入りを閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 昌枝君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、平形眞喜夫議員、8番、奈良哲男議員、9番、小林進議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（林 昌枝君） 異常なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の方は「賛成」と反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 昌枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔氏名点呼・順次投票〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 9 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号は、同意することに決定しました。

◎諮問第 1 号の上程、説明、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、人権相談、人権啓発、人権救済など、各種人権擁護活動に従事することとなります。

令和2年6月30日をもって、現職である野上ふさ江さんが3年間の任期満了を迎えることとなりますが、当人から今限りで本職を辞したいとする意向があり、後任者の決定を進めてまいりました。

また、候補者の推薦に当たっては、関係機関からの通知により、新任候補者にあつては68歳以下の者とされたいとのことでございます。

今回、提出申し上げました高山村大字中山728番地の3、平形玉緒さんは、心身ともに健康であり、人格、見識がともに高く、広く社会の実情を把握し、人権擁護委員として適任であると考え、候補者として推薦したいと考えております。

この人権擁護委員の候補者推薦に当たりましては、議会の意見を聞き、推薦しなければならないという法の規定がございます。

よって、議会議員の皆様のご意見を求めるものでございます。

以上、よろしく取り扱われることをお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について採決をします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席人数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、平形眞喜夫議員、8番、奈良哲男議員、9番、小林進議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（林 昌枝君） 異常なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について、適任と認めることに賛成の方は「賛成」と反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかなでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付、お願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 昌枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔氏名点呼・順次投票〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 9 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第1号、議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第1号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について及び日程第6、議案第2号 高山村公平委員会設置条例の廃止についてを一括議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第1号 群馬県市町村公平委員会の共同設置についてから議案第2号 高山村公平委員会設置条例の廃止についてまで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会につきましては、地方公共団体における任命権者の人事権の行使が適正に行われるよう助言、審査等を行う機関として設けられる人事行政機関であります。その役割（権限）としては、職員の給与、勤務条件に関する措置要求を審査、判定し、必要な措置をとることや、職員の不利益処分に関する審査請求に対する裁決を行うなどといった権能を有しております。幸いにも本村においては、そのような事例はございません。

本案件については、令和2年4月1日から群馬県内の市町村一部事務組合及び広域連合が効率的な公平委員会を運営するため、渋川市ほか33団体が群馬県市町村公平委員会を共同設置することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、提案するものでございます。

なお、共同設置をすることに伴い、現在規定されております高山村公平委員会設置条例につきまして、合わせて廃止をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたします。慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 補足説明をさせていただきます。

議案書の群馬県市町村公平委員会共同設置規約をご覧いただきたいと思います。

令和2年4月1日から群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合が効率的な公平委員会を運営するため、村長が申し上げましたように渋川市ほか33団体が群馬県公平委員会を共同設置することについて協議したいというものでございます。

第1条については、設置について共同して公平委員会を設置するということをうたってございます。

第3条では、公平委員会の執務場所は前橋市元総社町にある群馬県市町村会館の会館内にございます、群馬県市町村総合事務組合の事務所内で行うということでございます。

第4条では、公平委員会の委員については、代表団体の長が代表団体の議会の同意を得て選任するとうたってございます。

また、第6条では、公平委員会の設置及び運営に要する経費について、関係団体の前年度4月1日現在の対象職員に300円を乗じて得た額を負担するとうたってございます。本村におきましては、平成31年4月1日現在の対象職員は63名でございます。63名掛ける300円ということで、1万8,900円が本村の負担金となることとなります。

規約の裏面でございます。

別表として、共同設置する団体の名称が記載されてございます。渋川市から、最後は群馬県後期高齢者医療広域連合までの34団体が共同設置する予定となっております。

今後の事務の手の流れといたしましては、本議会において公平委員会の共同設置規約を議決していただき、それに伴います村の公平委員会に関する条例を廃止を行いまして、平成2年3月25日までに県知事宛て届出書、協議書を添付した議決書の謄本及び告示書の写しを市町村総合事務組合宛てに提出し、令和2年4月1日から、新たな共同設置の公平委員会がスタートするという流れとなっております。

以上で補足説明を終了します。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

野上議員。

○5番（野上富士夫君） 公平委員会の共同設置について、今、それにつきましては、共同設置に加入することについて異論はありませんし、賛成でございますけれども、構成団体、市で渋川市を除く11市、それと長野原町と玉村町と榛東村と神流町が加入をしないようでございます。これを加入しないということはメリットがないのか、町村の事情があつて加入をしないのか、何らかの理由があるかと思っておりますけれども、その内容が分かるようであつたらお聞かせいただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 野上議員のご質問でございますけれども、市においては渋川市のみということでございますが、聞き及んでいるところでございますと、各それ以外の市においては、それぞれの自治体で単独で設置をすると。近いところで長野原町におきましては、長野原町はうちもこの団体に加盟する予定はあるけれども、今のところちょっと周りの状況を見回しているんだというようなお話を聞いてございます。

以上です。

○5番（野上富士夫君） ありがとうございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第1号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 群馬県市町村公平委員会の共同設置についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 高山村公平委員会設置条例の廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度の運用が始まるため、本条例を制定し、関係条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明いたします。慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 補足説明をさせていただきます。

本条例の整備に関する条例につきまして、議案書第1条におきましては、高山村交通安全条例の一部改正についてでございます。村長の説明にあったとおり、会計年度任用職員に伴う制度の運用を図るため廃止をするわけでございますけれども、お手元の資料に条例等の新旧対照表がございますが、これをご覧いただきたいと存じます。

まず、1ページ目でございますけれども、こちらにありますように高山村交通安全条例につきましては、右側でございます現行の「高山村交通安全指導員設置条例」を廃止を予定しておるところからこれを削るということでございます。

続きまして、第2条でございますが、高山村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ということでございます。これにつきましても、会計年度任用職員制度の導入に伴うところの改正となっております。第3条中、「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」、これにつきましては、会計年度任用職員のフルタイム職員を指してございます。

続きまして、第3条の条文でございます。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正ということでございます。これにつきましても、同様の制度の導入に伴うところの改正でございます。括弧書きにございます

「法第22条第1項」という、これについては第1項が臨時的任用職員の条例をうたってございます。また、法第22条が条件付採用ということで、条件付採用及び臨時的任用、これを分けて整備をするんだと、法改正をするんだということで、この条例改正となっているところでございます。

次に、第4条でございますが、高山村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。これについては、第7条に次の1項を加えるというものでございますけれども、この内容につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴う読替規定等でございます。

次の10ページでございます。

次が、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正ということでございますけれども、これも制度導入に伴う改正となっております。内容につきましては、先ほど説明申し上げました第3条と同様の改正内容となります。

第6条につきましては、高山村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正ということでございます。これにつきましても、制度導入に伴うところの改正となっております。会計年度任用職員制度の導入に伴ってのものでございます。

次に、第7条につきましても、制度導入に伴う改正となっております。第23条第1項中、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第2項を次のように改めるというものでございますが、この第2項につきましては、部分休業の承認を受けて勤務しない場合、この場合に給与を減額をするんだということでございます。第1号についてはパートタイム、1枚返していただきまして、(2)第2号についてはフルタイムの会計年度任用職員についてうたってございます。

最後の8条については、高山村交通安全指導員の設置条例の廃止についてお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第４号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第８、議案第４号 たかやま暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第４号 たかやま暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

村では、平成30年度より移住・定住コーディネーターを委託し、移住希望者の相談や住まいの紹介、移住・定住に関する情報収集、発信等を行ってまいりました。

移住を検討している方で実際に高山村を訪れた人は、今年度18組いましたが、なかなか空き家を紹介するに至らないのが現状です。移住希望者に、まずはたかやま暮らしを体験していただくためにもお試し住宅の整備は必要と考え、今年度、役場前の空き家を借り受け、水回り等の修繕を行い、今月末にはコーディネーターを中心にこの空き家のリフォームを行う予定でございます。

令和２年度に、この借受け住宅をたかやま暮らしお試し住宅として、お試し住宅を設置し、生活、文化等を体験したり、地域の人と出会う体験ができる機会を提供し、本村への移住・定住の促進を図るため、設置及び管理に関する条例の制定をお願いするものでございます。

条例の概要といたしましては、このお試し住宅を利用できる者は、高山村へ移住を検討している者等で、最長90日間の利用ができ、１日の利用料を1,000円と定めたものでございます。

慎重審議をいただきまして、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第５号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第９、議案第５号 高山村空き家等の適正管理に関する条例の制定

についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第5号 高山村空家等の適正管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことを受けて、高山村でも平成30年11月に高山村空家等対策協議会を設立いたしました。

平成31年3月には、高山村空家等対策計画を作成し、高山村のホームページで公開しております。また、概要版を作成し、村内毎戸に配布いたしました。

今回の条例制定については、人口の減少や既存の住宅、建物等の老朽化に伴い、いわゆる空き家が増加傾向にあり、適正な管理が行われない空き家は、結果として、安全性の低下、衛生環境の悪化、景観の阻害等、多岐にわたる問題が生じ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの諸問題に対処することを目的とし、制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長に説明させますので、慎重なご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 飯塚建設課長。

○建設課長（飯塚欣也君） 大変お世話になります。

議案第5号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書は16ページをご覧くださいと存じます。

第1条は、本条例の目的を規定してございます。上位法令である空家等対策の推進に関する特別措置法に規定されている目的を引用しており、本条例制定の根拠条項となります。

第2条は、定義について規定しており、1号では空き家の敷地の範囲、また、2号では特定空家等の判断基準について、3号では空家等の所有者等を規定してございます。

第3条は、所有者等の責務を規定してございます。

第4条は、特定空家等の情報提供を規定してございます。

第5条は、前条で情報提供を受けた特定空家等であると推測される空き家に対して、上位法令である空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第1項に基づき、必要な調査を行うことができることを規定してございます。

議案書は17ページをご覧ください。

第6条は、緊急安全措置として、特定空家等で倒壊、崩落、その他著しい危険がある空き家等の所有者に対しての対応措置を規定してございます。

第7条は、空き家等の所有者等に関する情報の利用等について、上位法令により必要な所有者等の情報を関係機関から情報提供を求めることができることを規定してございます。

議案書は17ページ及び18ページをご覧いただきたいと存じます。

第8条は、特定空家等に対する措置として、特定空家等の所有者に対して、周辺的生活環境の保全を図るための必要な措置を取るよう指導、助言、勧告、また相当の猶予期限を設けて命じることができることを規定してございます。

議案書は19ページをご覧いただきたいと存じます。

第9条は、適用除外を規定してございます。

第10条につきましては、警察その他の関係機関等の連携を規定してございます。

第11条は、規則への委任条項となります。

附則につきましては、条例の施行期日となっております。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第10、議案第6号 高山村行政区及び区長設置条例の全部改正についてを議題とします。

議案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第6号 高山村行政区及び区長設置条例の全部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、令和2年4月1日より施行される会計年度任用職員制度の施行に伴い、区長及び区長代理につきましては、その業務が会計年度任用職員や非常勤職員等にそぐわない職であることから、個人として業務を委嘱することとなります。また、この場合にお

いては、職務内容の勤務条件等については、条例等の例規ではなく契約書において明示することとなります。

このようなことから、規定の条例を全部改正し、議案書別表のとおり区を画すのみの新たな条例を制定するものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩に入ります。

時間は11時5分から再開しますので、よろしくお願いします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第11、議案第7号 高山村印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第7号 高山村印鑑条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、上位法令の改正により成年被後見人の印鑑登録を可能にするもの、また住民票に旧氏の登録ができるようになったことから、旧氏（旧姓）の印鑑登録を可能とする改正が必要になりました。

詳細につきましては、住民課長から説明いたします。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 飯塚住民課長。

○住民課長（飯塚優一郎君） それでは、高山村印鑑条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案書は23ページ、新旧対照表は9ページからとなります。

初めに、成年被後見人の印鑑登録を可能とする改正についてですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、国の定める印鑑登録証明事務処理要綱の改正を受け、本条例の改正をするものとなります。

条例第2条のただし書で成年被後見人は登録資格が除外されていますが、今回の改正で「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」と改めることにより、成年被後見人本人と法定代理人が同行し印鑑登録の申請を行った場合、当該成年被後見人は意思能力を有する者として印鑑登録の申請を受け付けることができるようにするものとなります。

次に、旧氏（旧姓）を使用した印鑑登録を可能とする改正についてですが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行により、令和元年11月5日以降、氏の変更があった者は住民票に旧氏の記載を求めることができるようになりました。このため、国の事務処理要綱の改正を受け、旧氏を使用した印鑑登録を可能とするための改正となります。登録印鑑を規定している第5条第2項第1号及び第2号、登録事項を規定している第6条第1項第3号、印鑑登録の証明について規定している第12条第1項第2号、印鑑登録の消除を規定している第15条第1項前段において、旧氏に係る所要の改正を行うものとなります。

続いて、語句の訂正等を併せて行うものとなります。

第2条第1項については、本村が備える住民基本台帳と語句の訂正となります。

次に、上位法令において、住民基本台帳は「記録されている」、住民票は「記載がされている」と使い分けていることから、第5条第3項では、法令根拠の追加を含む語句の訂正、第6条第1項第3号及び第8号、第12条第1項第2号及び第5号についても「記載がされている」と語句の訂正を行います。

続いて、第6条第3項については、印鑑登録票について、磁気ディスクで調製をするものと規定し、第12条第1項では、印影の写しを読み取って磁気ディスクに保存し、プリンターで打ち出したものを印鑑登録証明書とする規定を追加するものとなります。現在、施行規則において、電子情報処理機器から出力されたものとすることができると規定していますが、

行政通則等に倣い、条例で明文化を行うことといたしました。

次に、第14条の改正については、印鑑登録票登録事項の修正についての改正となります。村内で住所の変更があった場合、転居届により住民票が修正されます。改めて印鑑登録票の変更届をしなくても住民票が修正されることにより、印鑑登録票も修正されることとなりますので、職権で訂正ができるよう改正するものとなります。

次に、第15条第1項の後段の改正については、語句の訂正となります。

最後になりますが、施行期日は公布の日から施行したいと考えております。以上で終わります。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第12、議案第8号 高山村職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第8号 高山村職員定数条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

群馬県市町村公平委員会の共同設置により、高山村公平委員会設置条例が廃止され、村に公平委員を設置しなくなったことから、高山村職員定数条例の第1条及び第2条の改正をお願いするものでございます。

第1条では、条中の「公平委員会」を削り「固定資産評価審査委員会」を追加し、一部文言を改正したいというものでございます。

また、第2条では、職員定数の表記等を分かりやすく改正をしたいというものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第 9 号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第13、議案第 9 号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第 9 号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本案については、長いこと見直しがされてこなかった非常勤職員の報酬を抜本的に見直してほしいとの議会からの要望を受けまして、令和 2 年 1 月 15 日、高山村特別職報酬等審議会に対し非常勤職員の報酬の額の見直しを諮問し、その中で審議をしていただき、その答申を尊重して決定させていただいた次第であります。

改正内容については、平成17年度に減額の改定を行いましたが、その減額前の平成16年度当時の額に戻す改正が主なものとなっております。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第 10 号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第14、議案第10号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第10号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、令和元年第4回定例会におきまして、可決決定いただきました条例の一部改正となるわけですが、その制定された条例の附則第2条につきましては、第2条を削って第3条を第2条に改正していただきたいというものでございます。

削る附則第2条につきましては、会計年度任用職員の期末手当に関する経過措置となります。

経過措置の内容でございますが、条例本則では、期末手当の支給率を「100分の130」と規定しておりますが、附則において経過措置を設けて、最初の年は「100分の65」とし、次の年では「100分の97.5」とし、3年目に「100分の130」とするという段階を設けております。

本案は、この条を削って最初の年から「100分の130」を支給するための改正となります。

理由といたしましては、会計年度任用職員の給与の格付がようやく決定されたことにより、期末手当を含めたそれぞれの年間の総支給額を算出した場合に、額が減額されてしまう事案が発生することから、予定されている会計年度任用職員の方の期末手当の支給につきましては、経過措置を設けず本則の規定のとおり支給したいというものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第11号 高山村旅費支給条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第11号 高山村旅費支給条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

旅費の支給につきましては、地方自治法第204条第1項の規定に基づき条例を制定し支給されております。

また、高山村旅費支給条例に定めるもののほか、職員等の旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律の定めるところによるものとなっております。

本案の改正に当たりましては、国県及び他市町村の支給状況を参考とする中、新旧対照表23ページにあります別表のとおり、特別職と一般職の区分をなくすとともに額につきましては、車賃において現行の実費から1キロにつき37円、または実費、日当を1日につき2,200円、宿泊料1夜につき1万2,000円及び食卓料1夜につき1,800円としたいというものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第16、議案第12号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第12号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正ですが、第1条の第24条の4第1項第2号ウにつきましては、平成20年4月1日に改正された「高齢者の医療の確保に関する法律」により後期高齢者医療制度が発足したことに伴い、被用者保険の被扶養者の保険税を減免する規定を、法律の改正に合わせて本

村国民健康保険税条例の一部改正を行いました、その際に、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の文言が漏れていましたので、今回改めて規定するものでございます。

次に、第2条の第24条の3第2項ですが、国民健康保険法第59条の一部改正により、ただし書を追加し、刑事施設等に収監されている被保険者の保険税について、遡及して減免できるようにするものでございます。

以上、議案第12号につきまして、ご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、税務会計課長に説明していただきますので、慎重審議いただきまして、可決決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 税務会計課長、ちょっとお願いします。

○税務会計課長（佐藤章彦君） それでは、ただいまの議案第12号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の37ページ、新旧対照表は24ページから25ページをご覧くださいと思います。

まず第1条でございますけれども、先ほどの村長の提案理由にもございましたように、高齢者医療制度発足当時に合わせて平成20年4月1日に高山村の国民健康保険税条例、以下国保税条例と呼ばさせていただきます。の第24条の4、国民健康保険税の減免の特例を整備したわけでございますが、同条第1項、第2号ウにつきまして、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の文言が漏れておりましたので、今回改めて規定の整備を行うものでございます。

この同条の制度の内容でございますけれども、被用者保険いわゆる会社等の保険のことですが、に加入されていた被保険者であった方について国民健康保険の資格を取得した日から国民健康保険税の医療分及び支援金分について所得割額の全額減免及び7割、5割軽減が適用されている世帯を除いて均等割いわゆる人数割になりますけれども、これを2分の1に相当する額を減免、また旧被保険者のみで構成されている世帯につきましては、7割、5割軽減が適用されている世帯を除いて平等割、いわゆる世帯割でございますけれども、この額を2分の1に減免をする内容となっております。

次に、第2条の関係でございます。

国保税条例第24条の3第2項にただし書を加えまして、刑事施設等に収監されている被保険者の保険税について遡って減免できるようにするものでございます。現行の国民健康保険法第59条保険給付の制限の条文になりますけれども、これと本村の国保税条例第24条の3、

国民健康保険税の減免の規定でございます。

この規定では、現在では収監後、新たに納期の到来する保険税のみ減免できる内容となっておりますけれども、改め文にありますように、国保税条例第24条の3第2項にただし書を加えることによりまして、改正条例施行日以後に課税を行った場合に遡って減免できるようにするものでございます。

なお、今回の収監減免の改正は、厚生労働省の指導及び昨年に開催されました第3回群馬県国保連携会議において協議され、県下統一で条例等の整備を行い、令和2年度から全市町村が施行することとされたものとなっております。

次に、附則になりますけれども、第1条は施行期日について、第2条は適用区分について、それぞれ規定をさせていただいております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第17、議案第13号 高山村出産祝金支給条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第13号 高山村出産祝金支給条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

現在、高山村では、次代を担う児童の確保を図るとともに、経済的負担の軽減と児童の健全育成を目的に、子育て世帯の支援策として出産祝金を支給しております。

平成30年4月1日から、出産祝金の第2子、第3子以上を増額して、第1子の出産については20万円、第2子の出産については30万円、第3子以上の出産に対しては50万円の一時金を出産祝金として支給しております。

今回の一部改正は、主に第2条の受給資格の居住条件等の明確化、第6条の祝金の返還に

ついて改正するものでございます。

詳細については、保健みらい課長より説明いたしますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 林保健みらい課長、お願いします。

○保健みらい課長（林 隆文君） どうもお世話になります。議案第13号の補足説明をさせていただきます。

議案書なんですが、39ページをご覧ください。

併せて新旧対照表なんですが、27ページ、28ページをご覧ください。

今回の改正についてなんですが、村長の提案理由において申し上げたとおり、出産祝金の受給資格をより明確化する改正となっております。

まず、最初なんですが、第2条の受給資格、祝金を受給できる者は次の各号いずれにも該当する者とする改正となります。

1号として、出産した者またはその配偶者で、その出産児を養育する者。

2号として、出産時前1年以上の期間引き続き本村に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により登録を有している者（本村において生活実体のない者は除く。）という形になります。

3号として、前号の要件を満たす配偶者、子（ら）と同居し、かつ、その出産児が小学校に入学するまでの期間ともに本村に住所を有し居住する者、と改正するものでございます。

次に、2項として前項各号において、村長がやむを得ない特別な事情があると認めた者はその限りではないと、例外規定を設けた改正となります。

次に、第5条の第2項を削る改正ですが、この条例第2条におきまして、受給資格の第1項第3号の改正により、出産した児童が小学校入学するまでの期間、居住することと改正されたため削除となります。

第6条の祝金の返還、次の各号のいずれかに該当したときは、祝金の支給者に対して返還させる改正となります。

1号として、第2条第1項の受給資格に該当しなくなった者。ただし、村長がやむを得ない特別な事情があると認めたときはその限りでないと、例外規定も設けての改正となっております。

2号として、虚偽な申請、その他不正の行為があったときと改正するものでございます。最後になりますが、附則です。

令和２年４月１日から施行することとなっております。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第18、議案第14号 高山村特別敬老祝金条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第14号 高山村特別敬老祝金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

特別敬老祝金は、敬老の意を表すとともに長寿をお祝いし、高齢者の福祉を増進することを目的とし、高山村に住所を有し、引き続き５年以上居住している満100歳に達した者に支給しております。

今般の出産祝金の件に鑑み、特別敬老祝金の支給対象の見直しを行うものとなります。

本村にある老人福祉施設等に入所している住所地特例者や措置入所者の方に特別敬老祝金を支給しないということとするもので、条例第２条に「第２項、前項の規定にかかわらず、高山村内に住所を有する社会福祉施設等入所時に他市町村に住所を有していた者には支給しない。」を追加するものとなります。

なお、この条例は、令和２年４月１日から施行いたします。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第 15 号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第19、議案第15号 高山村総合農政推進資金融通措置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第15号 高山村総合農政推進資金融通措置条例の一部改正について提案理由の説明をいたします。

本条例は、農業者が農業経営の近代化や農家生活の合理化のため借り入れる総合農政推進資金の利子補給について定めたものでございます。

この条例の第2条第2項第1号及び第2号において引用している農業協同組合法の改定により、本条例に規定する号にずれが生じることから一部改正をお願いしたいものでございます。

慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第 16 号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第20、議案第16号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第16号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、群馬県が小口資金に係る返済負担軽減策として、平成15年度から実施している借換制度について、令和2年度も引き続き継続することを受けて、期日を改正するものでございます。

附則第２項中「平成32年」を「令和３年」に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和２年４月１日から施行となります。

慎重審議をいただきまして、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第１７号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第21、議案第17号 高山温泉いぶきの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第17号 高山温泉いぶきの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

高山村の観光施設の営業時間及び休館日は、条例の中で定め、指定管理者がその内容に沿って営業しております。

今回の条例改正は、第４条で規定する高山温泉いぶきの湯の営業時間と休館日を改正し、お客様の利便性の向上を図るものでございます。

開館時間は、夏時間と冬時間の設定がありましたが、これを通年午前10時から午後９時までの営業とするものでございます。

また、休館日は毎月１日と固定しておりましたが、１日が土日祝日の場合は翌平日とするものでございます。

なお、この条例は令和２年４月１日より施行となります。

慎重審議をいただきまして、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第22、議案第18号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第18号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、上位法令である水道法の一部改正に伴い指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入を行うものでございます。

現行、一度登録すれば更新がなかった指定給水装置工事事業者制度を改め、全国一律に指定の有効期限を5年間と改めるものでございます。

改正の背景・趣旨では、現行の制度では指定のみ定められ、かつ指定の有効期間もないため、業者の廃止・休止等の状況が反映されにくく、実態の把握が困難となっているためであります。

議案書は49ページ、50ページ、新旧対照表は33ページをご覧ください。

改正の内容ですが、新たに第30条を付け加え、手数料として指定給水装置工事事業者手数料を新たに登録するとき、また、5年に一度更新するときに1件1万円の手数料を徴収することができる改正となります。

目次中、第4章につきましては、「使用料」を「使用料及び手数料」に改めるものでございます。

また新たに、第30条が付け加えられたことにより、次条以下が条ずれとなる改正内容になります。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第 19 号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第23、議案第19号 高山村農業振興基金貸付条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第19号 高山村農業振興基金貸付条例の廃止について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、本村の農業の活性化を図るため、りんどう生産農家に対し農業振興基金の範囲内で必要な資金を貸し付け、りんどう栽培の拡充を促し、産地化とブランド化を図ることを目的に、貸し付け期間を平成28年3月31日までとし、平成23年3月10日に制定され同年4月1日より施行されました。

その内容は、貸付け期間を平成28年3月31日までの5年間とし、貸付け限度額を150万円、貸付け対象経費は資材費、種苗費、肥料費、その他必要と認められる経費となっております。

そんな中、5年間の利用実績はゼロ件であること、貸付け期間も終了していることから本条例を廃止したいものでございます。

慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第 20 号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第24、議案第20号 道の駅中山盆地高山観光交流館新築工事の変更請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第20号 道の駅中山盆地高山観光交流館新築工事の変更請負契約について提案理由の説明を申し上げます。

高山観光交流館新築工事は、11月11日の第3回臨時議会において請負契約を可決いただいたところでございますが、開発行為に係る県の開発の許可に時間を要し、工事着手できない状態となっております。3月中の開発許可、その後の造成工事の着手となり、造成盛り土工事には3カ月の期間を予定しております。7月からの交流館新築工事の着手を想定し、当初契約工期を8カ月と計画していたため、工期を令和3年2月28日までに改めるものでございます。

つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、道の駅中山盆地高山観光交流館新築工事の変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条の第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第21号～議案第28号の一括上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第25、議案第21号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第9号）から日程第32、議案第28号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第21号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第9号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,702万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ34億3,657万6,000円とするものでございます。

補正予算の概要でございますが、歳入において、それぞれの科目での事業実績による計数整理及び当初におきましてテレビ受信対策事業費を農業用水水源施設等管理基金より繰替え

運用により借入れを予定していましたが、各事業の不用額を充当するとともに、不足する財源を財政調整基金で補うことで、農業用水水源施設等管理基金繰入金の大幅な減額が見込めたことによる減額が大きなものとなります。

なお、本補正では、本年度において実施を予定しております観光交流館整備事業等7事業に対し、地方自治法第213条の規定により繰越明許をお願いするとともに、地方債におきまして起債の追加及び変更につきまして、それぞれ補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の大幅な減額補正となったわけですが、先ほど申し上げました農業用水水源施設等管理基金繰入金の大幅な減額を初め、当初予算におきまして実施を予定されていた事業の見直し、新規事業の実施、また、事業費の抑制等による不用額の減額等が主な概要となります。

補正予算の詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたします。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 平形総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 議案第21号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第9号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、予算書1ページ、第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。

次に、第2条繰越明許について、また、第3条では地方債について、それぞれの補正となります。

6ページをご覧いただきたいと思います。

第2表、繰越明許費についてでございます。それぞれ繰越しをお願いします7事業につきまして、お示しさせていただいてございます。

次に、7ページ、第3表地方債の補正でございます。

表1につきましては、2事業につきまして新たに追加をお願いするものでございます。表2につきましては、ここにごございます5事業につきまして事業の実績に合わせて変更をお願いするものでございます。

続きまして、事項別明細書について11ページからご説明させていただきます。

歳入のうち主な内容につきましてご説明申し上げます。

なお、それぞれの項目につきまして、交付額の確定、また事業費の増減に対する計数整理となっております。

ページを飛びまして、19ページでございます。

17款財産収入 2 項 3 目不動産収入では、土地売払い収入及びそれに伴う工作物等移転補償費において増額となっております。これは国道145号線中学校入り口切りどうし改修工事に伴うそこに旧水道施設がございました。その移設の補償費及び立木の補償等となります。

次に、20ページでございます。

19款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金及び3 目農業用水水源施設等管理基金繰入金では、大きな額の増減となっておりますが、村長の説明にございましたように、当初において予定されておりましたテレビ受信対策事業費を農業用水水源施設等管理基金より繰替え運用により借入を予定しておりましたが、各事業の不用額を充当するとともに、不足財源は財政調整基金から補うという、そうしたことにより大きな額となりました。

次に、21ページをご覧ください。

21款諸収入、4 項 1 目雑入では、総務費雑入において、昨年台風19号の被害に対する群馬県町村会からの災害見舞金が増額となっております。

次に、23ページでございます。

22款村債では、借入れ実績に伴う大きな減額をお願いするものでございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明させていただきます。

24ページからとなりますが、歳出の補正につきましても、そのほとんどが経費の節減、事業の見直し等による不用額を減額するものとなっております。

ページを飛びまして30ページをご覧くださいと思います。

2 款総務費、1 項 6 目防犯交通費では、交通安全対策事業において、19節補助金で、自動車誤発進防止装置取付補助金の減額をお願いするものでございます。

この事業につきましては、本年度新規事業として補正対応で実施をいたしました、現時点で1 件の実績となっております。制度につきましては、広報等いたしましたが、申請される方が少なかったということですが、これにつきましても、事故の発生がないということで危機感があまりないというのも原因の一つかと考えてございます。

次に、31ページでございますが、8 目電子計算費ではネットワーク関連事業費において、18節備品購入費でパーソナルコンピューターの購入による増額をお願いするものでございます。

これにつきましては、来年度、地域振興課に新設される中心地づくりを担当する部門に配置するものにつきまして、事前購入をお願いしたいというものでございます。

次に、58ページでございます。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費では、有害鳥獣対策事業において、捕獲経費として増額をお願いするものでございます。これは捕獲数の増加による増額をお願いするものでございます。

次に、66ページをご覧いただきたいと思います。

7 款商工費、1 項 4 目道の駅整備事業では、造成工事を減額し建設工事の増額をお願いするものでございます。

これはページが飛びますが、74ページをご覧いただきます。

災害対策事業におきまして、15節観光交流館防災設備工事で2,000万円の減額をお願いし、また、ページが前後して申し訳ございませんが、戻っていただきまして66ページでございます。

先ほど申し上げました道の駅整備事業につきまして、振替えをお願いするものでございます。これにつきましては、全体の工事費を案分した結果によるこの振替えとなるものでございます。

大変、雑駁でございますが、以上で補足とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○村長（後藤幸三君） 議案第22号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年度の事業実績に基づき計数整理を行うものとなりますが、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,525万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億9,350万円とするものでございます。

詳細につきましては、住民課長からご説明いたします。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 住民課長。

○住民課長（飯塚優一郎君） それでは、議案第22号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補正内容の説明を申し上げます。

今回の補正は令和元年度の医療費給付、それから保険事業等について実績に応じ計数整理を行うものとなります。

予算書6ページからご覧ください。

初めに、歳入ですが、1 款国民健康保険税では、収納実績により1 項 1 目一般被保険者国

民健康保険税で299万9,000円の減額、2目退職被保険者等国民健康保険税で12万3,000円の減額と保険税全体では312万2,000円の減収を見込んでおります。

7ページの3款国庫支出金、1項2目社会保障税番号制度システム整備費補助金についてはオンライン資格確認等システムの改修費用として55万円の増額となり、こちらは財源の補正となります。

4款県支出金では、1項1目保険給付費等交付金で普通交付金及び特別交付金で1,072万6,000円の減額となります。こちらは当初見込みに比べ医療費が減少したことによるものとなります。

8ページの6款繰入金では、1項1目一般会計繰入金で470万7,000円の減額、2項1目基金繰入金では保険税、繰入金、繰越金が減額したことにより、歳入不足の基金を取崩し充当することになり、1,354万9,000円の増額となりました。

9ページ、7款繰越金では、1項1目国庫支出金返還金繰越金並びに2目の療養給付費交付金繰越金について皆減となります。3目その他繰越金では936万2,000円の減額となり、繰越金全体では1,136万4,000円の減額となりました。

保険税の減収と一般会計からの繰入金、それから前年度繰越金が当初予算より減少したため、基金を取崩して歳入の不足を補う形となりました。

続いて、歳出ですが、10ページをご覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費では、不用額の減額となります。

2款保険給付費では、1項1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者療養給付費、合わせて550万円の減額補正となります。

2項1目一般被保険者高額療養費で500万円の減額となります。

11ページに移りまして、4項1目出産育児一時金では、今年度2名分の支出となり126万円の減額となります。

3款国民健康保険事業費納付金については、県への納付金となりますが、財源の変更となります。

6款保険事業費、1項1目保健衛生普及費及び12ページ、2項1目特定健康審査等事業費では不用額の減額となります。

9款諸支出金、1項6目療養給付費等負担金償還金、7目療養給付費等交付金償還金については、償還金返還金の支出がなかったため合わせて200万円の減額となります。

以上で説明を終わります。

○議長（林 昌枝君） それでは、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時からです。

よろしくお願いします。

休憩 午前 1 1 時 5 9 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

午前中に引き続き、議案第23号から提案理由の説明をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第23号 高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年度の事業実績に基づき計数整理を行うものでありますが、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ135万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,746万8,000円にするものでございます。

詳細については、住民課長から説明いたします。

慎重に審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 飯塚住民課長。

○住民課長（飯塚優一郎君） それでは、議案第23号 令和元年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和元年度の実績により計数整理を行うものとなります。

予算書6ページからご覧ください。

初めに、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料では、軽減特例の見直しにより1項1目後期高齢者医療保険料で250万2,000円の増額となります。

3款繰入金、1項1目保険基盤安定繰入金では、実績により136万5,000円の減額、2目事務費繰入金では、歳出の不用額10万9,000円を減額するものとなります。

続いて、4款繰越金、1項1目繰越金では、前年度繰越金が172万9,000円の増額、5款諸収入1項1目受託事業収入では、後期高齢者医療広域連合受託事業、特定健診、人間ドッ

クの補助金等になりますが、その実績により140万円の減額となります。

続いて、歳出ですが、7ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費では、事務費の不用額及び健診業務委託料で144万3,000円の減額、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料の増収により納付金が248万6,000円の増額となりました。

3 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金では6万6,000円の減額となります。

8 ページに移ります。

2 項 1 目他会計繰出金では、平成30年度決算により事務費不用額等について一般会計への繰出金が38万円の増額となります。

以上で補足の説明を終わります。

○村長（後藤幸三君） 議案第24号 高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、今回の補正は、令和元年度の事業実績に基づき計数整理を行うものとなりますが、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ2,876万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億7,077万9,000円にするものでございます。

詳細については、住民課長から説明いたします。

慎重審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 飯塚住民課長。

○住民課長（飯塚優一郎君） それでは、議案第24号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年度の実績の見込みにより計数整理を行うものとなります。

予算書6ページからご覧ください。

初めに、歳入ですが、1 款 1 項 1 目第1号被保険者保険料では583万3,000円の増収の見込みとなりました。当初予算に比べ、保険料の所得段階が高い傾向に推移したことによるものとなります。

2 款 1 項 1 目配食サービス手数料では、実績により15万円の増額となります。

3 款国庫支出金では、保険給付費の減少に伴い各費目で減額となります。

1 項 1 目介護給付費負担金では486万9,000円の減額、2 項 1 目調整交付金では365万4,000円の減額。

7 ページに移ります。

2 目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援事業、任意事業では、46万9,000円の減

額、3目地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業では、38万1,000円の減額、5目介護保険事業費補助金では、システム改修費用で22万円の増額、7目保険者機能強化推進交付金では10万9,000円の減額となります。

次に、4款支払基金交付金ですが、こちらも保険給付費の減少に伴い減額補正となります。

1項1目介護給付費交付金で929万8,000円の減額、2目地域支援事業交付金では81万6,000円の増額となります。

8ページに移ります。

次に、5款県支出金ですが、こちらも保険給付費の減少に伴い減額補正となります。

1項1目介護給付費負担金では1,106万8,000円の減額となります。

3項1目及び2目の地域支援事業交付金については、事業実績により合わせて2万4,000円の減額となります。

次に、7款繰入金ですが、1項1目介護給付費繰入金で647万4,000円の減額となります。こちらも保険給付費の減少に伴うものとなります。

2目、3目、5目、これは事業実績に基づく補正となります。

9ページの最後となりますが、7目その他一般会計繰入金については、システム改修費用の村負担分を含む事務費61万4,000円を増額するものとなります。

続いて、歳出ですが、10ページからご覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費では、令和2年度に実施される介護報酬の改定に伴うシステム改修委託料の増で31万円の増額となります。

2款保険給付費では、給付実績の見込みにより各項目を補正しています。

1項1目介護サービス費では2,400万円の減額、2項1目介護予防サービス費では220万円の減額となります。

11ページに移ります。

3項1目審査支払手数料、介護給付分については、歳入補正に伴う財源の変更となります。

4項1目高額介護サービス費では20万の増額、6項1目特定入所者介護サービス費では130万円の減額となります。

12ページに移ります。

3款地域支援事業についても事業実績による各項目の補正となります。

1項介護予防生活支援サービス事業費では140万円の減額、2項一般介護予防事業費で4万5,000円の減額、3項包括的支援事業、任意事業費で13ページに移りますが、15万9,000

円の減額、4項その他諸費では財源の変更となります。

14ページ、5款諸支出金、1項2目償還金については、平成30年度分の国庫支出金還付金の確定によりまして17万2,000円の減額補正となりました。

以上で補足の説明を終わりにします。

○村長（後藤幸三君） 議案第25号 令和元年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,489万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を85万1,000円とするものでございます。

令和元年度の事業実績により計数整理を行うものであります。

事項別明細書6ページ及び7ページをご覧ください。

歳入では、1款財産収入、1項1目不動産売却収入で239万2,000円を販売実績がなかったことにより減額し、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、宅地造成事業を見送ったことにより1,250万5,000円の減額をするものでございます。

歳出につきましては、11節需用費で85万5,000円、13節委託料で1,249万円を事業の見直しにより減額し、28節繰出金では、一般会計への繰出金155万2,000円を減額するものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

続いて、議案第26号 令和元年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ480万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額3,116万2,000円にするものでございます。

歳入では、1款繰入金、1項1目一般会計繰入金が559万2,000円の減額、3款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金が79万円の増額となります。

歳出では、1款農業用水事業費、1項1目施設管理費で480万2,000円の減額となりますが、主な要因としては、11節需用費のうち電気料で200万円の減額、揚水施設・送水施設等修繕料で246万5,000円の減額、13節委託料では、梅沢第2揚水場の水中モーターポンプ点検調査委託料で32万4,000円の減額となります。

慎重なご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

続いて、議案第27号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ592万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,524万円とするものでございます。

歳入では、主に1款分担金及び負担金、1項1目負担金で、水道施設加入者が当初の見込みより減少したことにより10万円の減額、2款使用料及び手数料、1項1目2節過年度使用料で、当初の見込みより徴収が減少したことにより75万円の減額、また、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では506万9,000円の減額となります。

歳出では、1款総務費、1項1目総務管理費において、各節の不用額を減額したことにより9万7,000円の減額となります。

また、2款1項1目水道管理費では、主に12節水質検査手数料において、緊急の際の検査料が不要であったため130万円の減額、14節使用料及び手数料においては、上下水道料金調定システム使用料が吾妻広域自治体クラウドとして運用が開始されたこと等により、月額リース料が下がったため52万4,000円の減額、15節工事請負費においては、工事発注に際しての入札による差金として364万6,000円の減額となった等の理由により、合せて583万1,000円の減額となります。

慎重なご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議案第28号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ868万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,567万5,000円とするものでございます。

歳入では、1款分担金及び負担金、1項1目水をきれいにする事業費分担金で、新規加入者が当初の見込みより少なかったため225万円の減額、また、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で643万6,000円の減額となります。

歳出では、1款総務費、1項1目一般管理費の一般職人件費事業目及び水きれ事務費事業目で、各節の不用額を減額したことにより、合せて41万7,000円の減額となります。

2款1項2目高山東地区事業管理費事業目においては、施設の消耗品費、光熱水費、修繕料の減額、また工事請負費において、新規加入者の公共柵設置工事が当初の見込みより少なかった等の理由により、合せて325万8,000円の減額となります。

2款1項3目高山中央地区事業管理費事業目において、施設の消耗品費、光熱水費、修繕料の減額、また工事請負費において、当初、マンホールポンプ工事を行う予定であったポンプが修繕で対処でき、工事を行わずに済んだこと及び新規加入者の公共柵設置工事が当初の

見込みより少なかった等の理由により、合せて458万円の減額となります。

2 款 1 項 4 目戸別浄化槽設置事業管理費事業目においては、12 節役務費において不用額を減額したことにより16万1,000円の減額となります。

慎重な審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第 2 9 号～議案第 3 6 号の一括上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第33、議案第29号 令和2年度高山村一般会計予算から、日程第40、議案第36号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算までの8議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（後藤幸三君） 議案第29号 令和2年度高山村一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

世界経済は、新型コロナウイルスの影響から2020年前半に落ち込むものの、2020年後半から2021年に向け、回復するとの予想がなされており、ただし予想の前提として、新型コロナウイルスについては、感染のピークを3月、終息を6月頃と想定しており、今後の推移が大変重要となっております。

さらに日本経済については、2020年度輸出、内需ともに伸びは弱く、GDP成長率はゼロ%台前半の低い伸び。2021年度からは世界経済の回復に伴い輸出が持ち直すほか、内需も回復に向かうことから緩やかな回復を予想。また、五輪後の再開案の進捗などにより、2021年度に再び持ち直すとの予測がなされております。

地方における経済環境は引き続き厳しい状況にあり、自主財源の乏しい本村のように、国の地方交付税を唯一最大の財源とする自治体が、自主性・自立性を発揮し、様々な施策を着実に実施し、住民が豊かさを実感できる施策を講じるためには、継続的に安定した財源の確保が必要であり、特に地方交付税総額の安定的な確保について望むものであります。

過日、国の一般会計予算案が衆議院を通過し、年度内に成立することとなりました。内容

は、教育無償化を初めとする全世代型社会保障の構築や、自然災害からの復旧・復興の加速、景気を底上げする経済対策などが盛り込まれ、102兆円を超える大型予算となりました。

さて、高山村の令和2年度予算案ですが、予算規模といたしましては、前年度対比3.0%増の33億5,000万円の予算案となり、昨年引き続き積極型予算となりました。

本案の作成に当たりましては、高山村第5次総合計画を基本とし、限られた財源の中で事業の優先度や費用対効果の視点から事務事業の評価見直しを行いながら、維持・継続事業の推進を図るとともに、新規事業については、最少の経費で最大の効果が挙がるよう、全庁態勢で作業を進めてまいりました。

主な事業としては、総務関連では、新聞報道にもありましたように、高山村駐在所の移転に伴う建設予定地として、道の駅駐車場を賃貸借により提供するに当たりまして、民地との境界部分に擁壁を整備して提供したいというものでございます。

また、公共施設等の在り方については、平成29年3月、高山村公共施設等総合管理計画が策定されました。これは、人口減少や少子高齢化、情報化社会の進展など環境の変化、また、老朽化対策など喫緊の課題が多くなっていることから、施設の全体把握と長期的視点に立つて公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うためのものであります。

令和2年度において、本計画に基づき個別施設ごとの具体的対応方針を定める個別施設計画の策定を考えております。これは、個別施設の状態や維持管理・更新等を踏まえた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去などの対策を行い、施設全体の適正化を図るための計画となるものでございます。

消防力の強化では、第1分団本宿の消防自動車の更新を、また、これに付随して車庫の改修に合わせた詰所の改修工事を予定しておりますが、事業の実施に当たっては費用対効果を十分に考えながら、団員が安心して消防業務に従事できるよう改善を図っていきたいと思っております。

次に、地域振興では、一人一人が次世代を思い、100年先も住みたい持続可能な村にするため、まさに今が正念場の時期であると捉えております。議員各位の協力の下、住民の意見を聞きながら、村の中心地づくりに取り組んでまいり所存でございます。

そのため、アドバイザーとして、現在、慶應義塾大学政策・メディア研究科特任教授の小島敏明先生にお願いをしているところでございますが、令和2年度も引き続き事業推進に協力をしていただきたいと考えております。また、観光交流館はいよいよ完成が予定されるわけではありますが、多額の予算を投入することから、その内容についてはしっかりと説明責任

を果たしていく所存であります。

なお、運営を含めた今後の中心地づくりに関わる組織が非常に重要となるわけで、その組織には、新たに職員2名を配置するとともに、専門的知見を持った人材の確保、また、その財源の確保といったところで、地域おこし企業人や地域おこし協力隊の配置等を行い、事業の推進に万全の体制で臨んでまいりたいと考えております。

次に、保健福祉センター施設改修工事は、継続事業2年目となります。太陽光・蓄電池、照明設備、空調設備及び給湯設備を、環境省の防災・減災省エネルギー設備導入事業により整備を進めてまいります。大変優位な財源確保の下、本事業に取り組むことができるものと思っております。

次に、農林建設関連では、6次産業の推進、有害鳥獣対策事業及び里山整備事業等の推進については、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

また、5年に一度実施される農業用・非農業用に区分する農業振興地域整備計画策定のため調査を実施するとともに、小規模農村整備事業では、原堂山地区農道・排水整備工事の設計業務、五領地区により請願が提出されました水路整備工事等の設計業務を、それぞれ予定しております。また、原地内で予定されている農業農村整備事業の実施に伴う調査計画業務について事業を推進してまいります。

国土調査関連では、原地区に着手をして、また、道路、橋梁等の社会基盤施設の長寿命化等については、計画的・継続的な整備を図ってまいります。

次に、空き家対策等においては、実態を調査する中で空き家等の利活用を図り、特定空き家対策としても解体に対する補助事業を進めたいと考えております。

次に、教育振興では、英語及び漢字検定料補助事業の推進、また、国際的視野を身につけた青少年の育成を目的とした中学生海外派遣事業も引き続き継続し、質の高い教育環境の充実を図ってまいる所存であります。

入るを量りて出ずるを制すは財政運営の大原則ですから、極力無駄を省き、効率的な運用を目指さなければなりません。村が自主的・主体的な地域づくりを進めていくためには、財政基盤の強化が不可欠でございます。住民サービスの向上を図るため、創意・工夫・節約で、これからも健全財政の堅持に努めてまいる所存であります。

なお、詳細な内容につきましては、議案調査の中で各担当より説明をさせていただきますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げます。

議案第30号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申

し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険の中核として地域住民の健康維持増進に大きく貢献していますが、中高年齢層や低所得者層の加入が多く、医療費水準が高いといった構造的な問題を抱えており、その財政運営は厳しい状況が続いております。

平成30年度からは、都道府県は国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、中心的な役割を担う新たな国民健康保険制度が施行されました。

さらに、令和元年5月に、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が制定され、令和2年度には、オンライン資格確認の導入、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が予定されております。

さて、令和2年度における国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億39万6,000円とし、前年度と比較すると510万1,000円の減となりました。

歳入では、1款国民健康保険税1億634万8,000円を見込み、前年に比べ399万4,000円の増収を見込んでおります。

4款県支出金では3億4,567万9,000円、6款繰入金では3,795万5,000円、7款繰越金では1,034万5,000円、8款諸収入では6万5,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。

1款総務費では392万3,000円、2款保険給付費では3億3,606万円、3款国民健康保険事業費納付金では1億3,663万5,000円、6款保健事業費では1,209万9,000円、9款諸支出金では167万5,000円、10款予備費では1,000万円を計上いたしました。

引き続き厳しい財政運営になりますが、被保険者の方々の健康を第一に考え、早期発見、早期治療が医療費の抑制につながりますので、保健事業の充実に力を注いでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、議案調査の中でご説明させていただきますので、慎重に審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第31号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、県内全市町村で組織する群馬県後期高齢者医療広域連合により運営されております。

平成31年度における後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,835万3,000円に定めるものでございます。前年度と比較して224万2,000円の減額となっ

ております。

増額の主な要因については、令和元年度から実施された軽減特例の見直しにより、保険料収入が増加したことによるものでございます。

歳入では、1 款後期高齢者医療保険料で2,876万7,000円を計上いたしました。前年度と比較して317万9,000円の増となります。

3 款繰入金では1,556万2,000円、4 款繰越金では1,000円、5 款諸収入では402万3,000円計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で527万4,000円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金で4,287万2,000円、3 款諸支出金で10万、4 款予備費では10万円の計上といたしました。

詳細につきましては議案調査の中でご説明いたしますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第32号 令和2年度高山村介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険制度は平成12年度から始まり、幾多の改正が行われる中で高齢者の福祉制度として定着しています。

令和2年度における高山村介護保険特別会計予算では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,196万2,000円に定めるものでございます。前年度と比較して3,437万4,000円の減額となります。

歳入では、1 款保険料で8,377万7,000円計上いたしました。前年度と比較して91万9,000円の増額となります。

2 款使用料及び手数料では64万8,000円、3 款国庫支出金では1 億1,426万4,000円、4 款支払基金交付金では1 億1,979万6,000円、5 款県支出金では6,560万2,000円、6 款財産収入では1,000円、7 款繰入金では8,570万円、8 款繰越金では217万4,000円を計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で1,407万7,000円、2 款保険給付費では4 億3,441万5,000円、3 款地域支援事業費では1,476万2,000円、5 款諸支出金では870万8,000円の計上となりました。

詳細につきましては議案調査の中で説明させていただきますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第33号 令和2年度高山村土地開発事業特別会計予算について、提案理由の説明を申

し上げます。

令和２年度高山村土地開発事業特別会計では、宅地分譲に伴う古屋団地の販売の促進、既存の造成地の改修及び維持管理費として、予算の総額歳入歳出それぞれ240万3,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、１款財産収入、１項財産売払収入、１目不動産売払収入、１節土地売払収入239万2,000円、３款１項１目繰越金で１万円、４款諸収入、１項１目１節雑収入で1,000円を予算として計上するものでございます。

歳出につきましては、１款事業費、１項宅地造成費、１目宅地造成管理費で240万3,000円を予算として計上するものでございます。

なお、詳細な説明は予算審査の中でご説明いたしますので、慎重審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議案第34号 令和２年度高山村農業用水事業特別会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,702万2,000円に定めるものでございます。前年度予算と比較して327万9,000円の増額となっております。

減額の主な理由として、前年度は１款１項１目施設管理費において、令和元年度に東日本旅客鉄道株式会社高崎支社と協定書を締結し、ＪＲ東日本コンサルタンツが行う上越新幹線中山トンネル揚水設備の維持管理に伴う追加調査を実施したいことから増額となったものでございます。

詳細な説明については予算審査の中でご説明いたしますので、慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議案第35号 令和２年度高山村簡易水道事業特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億1,369万5,000円に定めるものでございます。前年度対比で1,848万4,000円の減額となります。

減額となった主な理由ですが、１款１項１目水道事業費及び３款１項１目元金及び２目利子が減額したため等によるものでございます。

歳入では、２款１項１目使用料において、消費税を外税に改めたことにより184万9,000円の増額、また、一般会計繰入金では2,033万3,000円の減額となります。

歳出では、１款１項１目総務管理費では、主に一般職人件費事業目は増額となり、全体で

は17万5,000円の増額となります。

1 款 1 項 1 目水道管理費では、主に12節委託料において、新規の工事設計業務及び水道事業認可申請業務等を予算計上したことにより、1,397万2,000円の増額となりましたが、14節の工事請負費において、権現地区ボーリング工事等が完了したことにより3,239万円の減額となり、全体では1,715万4,000円の減額となります。

3 款 1 項 1 目元金及び2 目利子では、起債のピークが過ぎたため償還金が減少したことにより、合せて150万5,000円の減額となります。

以上、予算の概略を申し上げましたが、詳細な説明につきましては予算審査の中でご説明をいたしますので、慎重なご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議案第36号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,466万4,000円に定めるものでございます。前年度対比では1,109万4,000円の増額となります。

増額となった主な理由ですが、委託料及び工事請負費等が増額したことによるものでございます。

歳入では、2 款 1 項 1 目水をきれいにする事業使用料において、消費税を外税に改めたことにより100万円の増額、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金では1,008万7,000円の増額、6 款 1 項 2 目弁償金では、東京電力原子力損害に対する賠償金請求額が実績により増える見込みであるため、7,000円の増額となります。

歳出では、1 款 1 項 1 目一般管理費では、一般職人件費事業目が減額となり、全体では28万3,000円の減額となります。

2 款 1 項 1 目水をきれいにする事業管理費事業目では、主に12節委託料において、新規事業として公営企業会計移行事務業務委託料を予算計上したこと等により、全体で227万7,000円の増額となりました。

2 款 1 項 2 目高山東地区事業管理費事業目では、主に14節工事請負費において、マンホールポンプ通報装置更新工事を予算計上したこと等により、全体では480万2,000円の増額となりました。

2 款 1 項 3 目高山中央地区事業管理費事業目においても、主に14節工事請負費において、マンホールポンプ通報装置更新工事を予算計上したこと等により、全体では340万7,000円

の増額となりました。

2 款 1 項 4 目戸別浄化槽設置事業管理費事業目においては、昨年度まで教育委員会で管理をしていた高山運動公園及び西地区スポーツ広場の浄化槽の管理を、今年度より本事業目で一般計上したこと等により、全体で89万1,000円の増額となります。

以上、予算の概略を申し上げましたが、詳細な説明につきましては予算審査の中でご説明をいたしますので、慎重なご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 2 時に再開とします。

休憩 午後 1 時 4 7 分

再開 午後 2 時 0 0 分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

◎一般質問

○議長（林 昌枝君） 日程第41、一般質問を行います。

◇ 野 上 富士夫 君

○議長（林 昌枝君） 最初に、5 番、野上富士夫議員の発言を許可します。

〔5 番 野上富士夫君登壇〕

○5番（野上富士夫君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、健全な財政運営のための方策について、村長にお伺いいたします。

本村の林野率は76%であり、典型的な農山村です。我が国の中山間地には、人口減少問題、少子高齢化問題、耕作放棄地問題、有害鳥獣問題、空き家問題等々の共通する課題が山積しております。本村では、村民の就業の場の確保、あるいは、交流人口及び関係人口の増加を図るための村の中心地づくりを行い、活力ある持続可能な高山村を目指し、様々な事業を展開してまいりました。

ここ数年の主な事業は、道の駅整備事業、ふれあいパーク整備事業、防災行政無線デジタル化整備事業、テレビ受信対策事業、令和2年度に完成予定の観光交流館建設事業、保健福祉センター省エネルギー設備導入事業などがあります。これら6事業の合計事業費は23億2,300万円で、財源内訳は国・県支出金で4億5,900万円、村の借金である地方債が7億600万円、その他で1,400万円、一般財源が11億4,400万となります。

大型の事業を実施する場合には、国や県の補助金があるかどうか、村の借金である地方債は、交付税算入がある優位なものかどうかなどを検討するわけですが、地方債を利用すれば、公債費比率（借金の返済）は上昇し、予算編成時に財源不足が生じれば、村の定期預金である財政調整基金があれば、それを取り崩すことになります。

高山村では、令和元年度高山村の財政見通しを策定いたしましたが、内容は令和6年度までの今後5年間の見通しとなっており、町村の財政の健全度を示す実質公債費比率は、平成25年度は2.9でしたが、令和6年度は8.9となる見込みであり、財政調整基金は平成28年度の基金残高は約21億円でしたが、令和2年度は約10億円となり、令和6年度には基金残高が約5,000万円となる見込みです。

また、高山村で保有する全ての基金総額は、平成28年度で47億8,000万円、令和2年度で37億円、令和6年度には22億4,000万円となる見込みです。そして、村の自主財源である村税や、依存財源である地方交付税は、良くて横ばい、恐らく右肩下がりで推移するものと思われます。

そのような状況下、今後の財政運営は非常に厳しいものがあります。加えて、近い将来、耐震強度は極めて低い役場庁舎の整備、いずれは公共施設の大規模改修や建て替えも発生いたします。今後も限られた財源で、ますます多様化する村民の要望に応え、住民福祉の増進と安定した行政サービスを提供するには、常に行財政改革に取り組み、健全な財政運営が不可欠となります。

そこで、今後における健全な財政運営のための方策について、村長にお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま、5番、野上富士夫議員の一般質問にお答えいたします。

健全財政運営のための方策について答弁申し上げます。

議員ご質問の内容のとおり、本村における財政状況は将来に向けて大変厳しい状況下にあるものと認識しております。100年先も住み続けたい持続可能な村づくりのため、また、将来世代に過重な負担をかけないように配慮しつつ、村民サービスを提供し続けるためのその基本的な考え方を申し上げたいと思います。

初めに、行財政の改革の一つとして、予算においては、総合計画の基本計画に基づいた予算編成の構築を実践しております。既に予算書にありますように、それぞれ事業ごとに編成して、その事業の評価及び検証を全事業にわたり実施いたします。前例踏襲にとらわれない事業仕分を実施することにより、限られた財源をより有効に、また住民の要求度や達成度を勘案して、行財政のスリム化・平準化を目指し、財政の健全化に努めてまいり所存であります。

次に、老朽化する公共施設等を効率的に維持していくためのマネジメントを推進いたします。

人口減少や少子高齢化、情報化社会の進展など環境が変化する中、施設の全体把握と長期的視点に立って計画的な管理を行わなくてはなりません。

令和2年度には、個別施設計画を策定し、それぞれ施設の状態や維持管理・更新等を踏まえた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去などの対策を行い、施設全体の適正化を図っていきたいと考えております。

次に、基金運用についてですが、昨年9月に12の基金条例をそれぞれ廃止し、新たに高山村基金条例を制定する過程で、積立基金と定額運用基金の目的ごとに整理統合し、确实、かつ有利な方法により保管するとともに、効率的な運用に努めているところでございます。

議員ご指摘のとおり、近い将来に基金残高の減少に伴い、今後の財政運営は非常に厳しいものがある中において、財政調整基金においては、平成28年度以降、財源不足により取り崩しが余儀なくされております。

今後、事業の財源不足を本基金のみに頼るのではなく、事業目的ごとにそれぞれの基金を運用するよう管理していきたいと思います。また、減債基金は、ここ数年、大型事業により

村債残高の増加が見られているところでございますが、運用に際してはルールを決め、例えば残高が2億円を超えた部分については基金を取り崩し充当するといった方法も一つであると考えております。

健全財政のための行財政改革が急務と認識して、予算編成に当たっては、歳入の確保において事業費の積算に当たり、最大限の優位な特定財源を活用するなど積極的な財源確保に努めるとともに、公共施設の利用等、受益者負担の在り方についても検討が必要と考えております。

限りある財源を、身の丈に合った行財政運営を実現するため、創意工夫を全庁態勢で英知を絞り邁進していく所存でございます。

議員におかれましては、今後とも健全財政運営に対するご意見、ご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

○5番（野上富士夫君） ありがとうございます。

ただいまの村長の答弁で、村の執行部におきましても、事業仕分、あるいは長期的視点に立った公共施設の維持管理計画、あるいは基金の運用については、安全な運営で優位なもの、それと費用対効果を検証するという、最少の費用で最大の効果を挙げるということでございますけれども、望ましいのは最少の費用で最大の効果を挙げるのが一番でございますけれども、そこまではいかない分でも、ある程度の目標を掲げたものについては、ある程度の成果を出さなければならないと思います。非常に健全財政のニーズは、今後、非常に重要な点であろうかと思います。より一層のご努力をお願いし、持続可能な高山村のために、今後ともご尽力をくださいますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 山 口 英 司 君

○議長（林 昌枝君） 次に、6番、山口英司議員の発言を許可します。

山口議員。

〔6番 山口英司君登壇〕

○6番（山口英司君） 本日は一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

令和2年度当初予算案について質問をさせていただきます。

先日、令和２年度当初予算案の概要について大綱が提示され、また本日、一般会計予算案及び特別会計予算案についての提案説明がありました。

さて、昨年10月には、大型で猛烈な台風19号の影響でこれまでに経験したことがないような記録的な大雨になり、気象庁は大雨特別警報を発表して最大級の警戒を呼びかけました。河川の氾濫や土砂の流出など、県内各地で大きな被害が発生し、高山村では初めての避難勧告が発令されました。

また、現在では、新型コロナウイルスが世界で猛威を振るっています。政府は、肺炎が国内でさらに拡大する事態に備え、基本方針を決定し、広く外出自粛を求めています。さらに教育現場での子供の集団感染防止のために、全国の小中高等学校の臨時休業を要請、高山村では、幼稚園、小学校、中学校を３月31日までの間、それぞれ休業としています。

このような自然災害や突発的なリスクを想定し、村民の安全・安心を確保すること、そして、少子高齢化、人口減少が加速する中で、福祉、子育て、教育対策等に取り組んでいくことが村政の重要課題だと考えます。

令和２年度も、道の駅周辺整備に伴う観光交流館整備事業、保健福祉センター防災・減災省エネルギー設備導入事業などの大型事業で多額の支出が見込まれています。

収支が逆転し、財源不足が続く中、財政調整基金の取り崩しにより財源を確保している状況です。永続的に高山村を維持していくためには、財政の健全性を維持しながら、各種施策に取り組んでいかなければなりません。また、令和２年度予算編成に当たり、議会からも要望事項の実現をお願いいたしました。議会と行政が健全な緊張関係を維持するためには、物言う議会であることも必要と考えます。

このような厳しい状況の中で、予算編成された令和２年度予算案についてお伺いいたします。

１番、令和２年度予算編成の基本方針は何ですか。

２番、令和２年度予算編成の重点施策は何ですか。

３番、令和２年度予算編成で、財政の健全性の確保に向けた取組は何ですか。

４番、令和２年度の予算編成に当たり、議会からの要望がどのように反映されましたか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ６番、山口英司議員の一般質問にお答えいたします。

令和2年度予算編成についてのご質問に答弁いたします。

令和2年度予算編成の基本方針は何かとのお尋ねでございますが、基本的な考えてといたしまして、第5次総合計画後期基本計画と連動した予算編成といたしました。

したがって、次の3つの柱を予算編成における基本方針として定めました。

1として、限られた経営資源（人・金・物・情報）の中で適切な村民サービスの提供と、持続可能な行政基盤の確立を両立するためには、職員一人一人が常にコストを意識し、事業の優先度や費用対効果の視点から事務事業の評価見直しを行うことといたしました。

2つ目として、歳入確保対策では、村税の公平性を担保するため、課税客体を的確に捕捉し、適正な課税に努めること。

事業費の積算に当たっては、最大限、特定財源を活用すること。国・県支出金等について、国や県の動向を踏まえた上で、他の省庁の補助金制度等も含め広い視野を持ち、積極的な財源確保に努めること。

各種公共施設使用料等、受益者負担の今後の在り方について検討することといたしました。

3つ目として、歳出の抑制対策では、まず、毎年度、多額の最終減額補正や不用額が生じているため、安易に前年度予算の比較をするのではなく、前々年度決算額及び前年度決算見込額から適正に積算した金額で見積もられること。

新規事業の実施や既存事業の拡充を行う際は、原則、経常経費の節減や他の事業の廃止を行うなど一般財源の抑制に努めること。

継続して実施する事業については、前年度を踏襲するのではなく、当該事業の目的を再度考察し、所期の目的を達成したもの、もしくは目的達成の可能性のないものについては、事業を廃止するなど取捨選択に努めること。

公共施設等の老朽化対策等に当たっては、公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画に基づき、再配置や統廃合を含めた検討を行うこと。

次に、会計年度任用職員の採用に当たっては、従事させる事務の必要性、効率性等を十分検討し、必要最小限の採用とすること。

次に、予算のないゼロ予算事業についても、目的及び目標を整理し、無駄に人員を浪費することのないよう努めること。

また、特別会計についても、予算編成方針に沿った予算編成を進めるとともに、特別会計設置の本来の趣旨にのっとり、経営の一層の効率化及び自己財源の確保を図り、一般会計から繰入金の抑制を図るとして予算編成に臨みました。

大きな2といたしまして、令和2年度予算編成の重点施策ですが、まず、自然を生かした観光・交流拠点の整備に関する事。具体的には、村の中心地づくりの推進であります。

次に、特色ある教育の推進に関する事。具体的には、英語教育のさらなる推進でございます。

次に、安心して子供を預けられる環境に関する事。具体的には、認定こども園移行に向けた取組でございます。

次に、地域活性化支援に関する事。具体的には、特産品の開発でございます。

次に、災害対策に関する事。具体的には、防災・減災対策の強化充実でございます。

最後に、公共施設等の適正かつ計画的な管理に関する事。具体的には、庁舎建設等の検討及び公共牧場の運営方法の検討でございます。

大きな③といたしまして、令和2年度予算編成で財政の健全化の確保に向けた取り組みは何かということでございますが、5番、野上富士夫議員のご質問の内容が財政の健全化の確保に向けた取り組みとなっております。どうぞご理解をいただきたく存じます。

大きな4として、令和2年度の予算編成に当たり、議会からの要望がどのように反映されたかということでございますが、1として、大規模災害に対する緊急時の予算確保に関する要望でございますが、歳出予算の予備費において、昨年対比400%増の1,000万円を計上し、有事の際に即応できる予算編成とさせていただきました。

次に、観光交流館に関する要望では、観光交流館の外構工事及び内装工事について、経費節減に向けた設計内容となるよう努めさせていただきました。また、完成後の運営体制についても、地域振興課に新たに組織を設置し、職員2名を配置するとともに、専門知識を持った人材の確保、なお、その財源の確保といったところで、地域おこし企業人や地域おこし協力隊の配置を考えております。

3として、非常勤職員報酬の見直しに関する要望については、長く見直されていない非常勤職員の報酬の抜本的な見直しについてでございますが、検討する中で、平成17年に減額の見直しを実施したところですが、改正前の平成16年度の報酬額等に戻す増額改正を行いました。

4として、村民運動会及び幼・小・中運動会の合同開催に関する要望に関しては、現在、教育長を中心に関係者と協議を重ねていておりますが、近々結論が出るものと思います。

5として、出産祝い金支給制度の見直しに関する要望については、議員ご指摘の村民が疑念を抱くような支給がされた件に関しまして、しかるべき調査機関を導入し、現在、調査を

実施しておりますが、早ければ今月中にも報告ができるものと期待をしているところでございます。制度の見直しによる条例改正については、先ほど上程させていただいたとおりでございます。

次に、議会事務局の強化、充実に関しては、理解できるところでありますが、職員の定数管理等、状況を判断する中で検討させていただきたいと思います。

以上を申し上げまして、山口議員への答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） ただいま後藤村長から基本的な考えを述べていただき、ありがとうございました。今後の予算審査でも、そういった考えがあるんだなということで、それを基にまた審査をさせていただきたいと思います。

一般会計における平成28年度の当初予算なんですけれども、28億円ということなんですが、そこから5年間経過しております。この令和2年度の当初予算、今年度、33億5,000万円ということで、28年度対比で、プラス5億5,000万円ということです。4年間連続で増加しているわけなんですけれども、年平均で考えますと1億3,000万という金額で年々増加している状況だと思います。

必要な予算は計上して、村民皆様のために役立てなければならないと思うんですが、けれども、今後はさらに厳しい財政状況となることが予想されます。今までどおりに進んでいたのではなかなか大変だなというふうに思うんですけれども、したがって、今後は前進あるのみではなく、一度どこかで立ち止まって、もう一度足元を見直してみる必要もあるんじゃないかというふうに思います。

先ほど村長のほうの、村長の考え方、基本的な考え方の中で、第5次高山村総合計画後期基本計画と連動した予算編成、そういうお話がありました。高山村総合計画のキャッチフレーズは、「笑顔で輝く高山村」です。そういうことですので、これからもきれいな星空とともに輝く高山村をつくっていくよう、議員全員で取り組んでいきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 後 藤 明 宏 君

○議長（林 昌枝君） 次に、1 番、後藤明宏議員の発言を許可します。

〔1 番 後藤明宏君登壇〕

○1 番（後藤明宏君） 議長より一般質問の機会を与えていただき、私は、幼・小・中学校給食にオーガニック食材をとということで、このことにつきまして質問させていただきます。

フランスでは、2022年までに、学校給食、病院食、職員食堂などの公共集団の集団食の中身をオーガニックまたは環境によいという食材で50%を占めようとする法律が2018年に成立いたしました。お隣、韓国でも、2021年にソウルの全ての小中高のオーガニック給食が無償でスタートいたします。

オーガニック、有機食材の流れは日本にもやってきます。国内でも有機食材を取り入れている学校もありますが、ごく一部で、限定品目に限ります。地産地消、人間は暮らしている家の半径4キロ以内の食材を食べるのが健康によいと言われ、これはその土地に住む土着菌の影響に由来するといえます。現代病の各種アレルギー、免疫力の低下など、食習慣を含む環境に原因があると言われていています。高山村からオーガニック食材を積極的に取り入れた給食で、食育活動と子供たちに健康への意識を給食を通して学び、自分が健康でいられる方法を自分で選べるような力を養うことも大切な食育です。

道の駅直売所でも、有機野菜コーナーができて、安心安全野菜に取り組む農家も増え、小さな村だからこそできることがあるはずです。オーガニック食材を取り入れた給食を広げていくことは、村民の健康への意識の改革にもつながり、地域の有機農業の活性化や新たなビジネスの創出にもつながるでしょう。群馬県一おいしい給食が食べられる村にオーガニック食材を取り入れ、日本一の給食が食べられる村にできないでしょうか。子供たちの未来を考えるおいしいオーガニックライフを求めます。

○議長（林 昌枝君） 教育長より答弁を求めます。

教育長。

○教育長（山口 廣君） 後藤明宏議員の一般質問にお答えします。

本村の学校給食に使用する食材は、地産地消を推奨する観点から、なるべく地元の農産物を使用するように心がけており、その割合は約12%程度を使用しています。また、オーガニック食材や有機食材は、現在、あまり多く使用していないのが現状です。その理由としては、価格が高かったり、必要な量がそろわなかったりすることなどが懸念されるためです。

しかし、オーガニック食材は、各界の研究発表では、農薬による健康リスクを与える可能性の軽減などが考えられたり、健康に有益な効果が期待できる成分が含まれている可能性が

高いとされていたりしますので、安全安心な学校給食を提供するには非常に適した食材だと思います。

また、高山村では、高山村COA研究会が有機農業に積極的に取り組んでいて、数々の有機作物を作っているようです。今後、このような団体と価格面や供給量の確保についてなどを協議し、可能であればオーガニック食材の使用を前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（林 昌枝君） 後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 現在でも、オーガニック野菜が高山の給食センターで使われていますが、生産者と栽培方法の協議を少しでも多くの有機対応野菜に取り組めることを希望いたします。先ほども述べましたが、子供たちの未来、その先の子供たちにも影響を与える食習慣です。まず、学校給食から始めていただきたいと思います。

◇ 林 和 一 君

○議長（林 昌枝君） 次に、3番、林和一議員の発言を許可します。

3番、林議員。

〔3番 林 和一君登壇〕

○3番（林 和一君） 議長から質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして村長に一般質問を行います。

今回は、村内の消防関連施設の安全管理と地域消防思想の普及に関して質問したいと思います。

高山村では、防災無線の施設が整備され、日常的な広報並びに緊急時における情報周知には万全であると思います。そんな中において、村が示すには、村内に6基の火の見やぐらがあり、行政区からの要望があれば、順次撤去をしていく方針としているようでございます。

私が見て回った限りでは、放置状態になっている火の見やぐらが何か所か見受けられ、一部住民から心配する声が聞かれました。通常では、火の見やぐらは、その機能としてまず使われることはないと思われますし、消防団組織にあっても、実務を経験した団員はいないのではないかと思います。手入れされず、危険な状況の中で何か事故等が起こらないうちに対

策を講じられたほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、地域における消防思想普及の関係について伺います。

地域の消防団員の協力をいただきながら、行政区の中で、地域住民を対象に消火栓を使った訓練が行われています。ことわざに、百聞は一見に如かずという言葉があります。100回聞くより1回目にしたほうが理解が進むという例えであろうと思います。私自身でも、座右の銘としている1つでもございます。

初期消火の有用性は、ここで申し上げるまでもありません。しかし、消火栓の利活用にしても、実技経験がないために、万が一のときに役立てることができないというところもあるかと思います。また、実際に有事の際、出動できる団員確保が容易でない状況にあり、村内には30人の消防協力員がいます。各地区で広くお願いをし、年額5,000円の補助金を支払っていますが、この協力員の方の活動範囲はどこまで可能とされているのか、また、併せて一般住民の消防活動への協力がどこまで可能としているか分かりませんが、可能な限りで地域の協力を生かせるような取り組みはいかがでしょうか。広く住民の方への消防思想の普及にも役立つ取り組みとして、村として考えているところを伺います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 3番、林和一議員の一般質問にお答えいたします。

消防関連施設の安全管理と地域における消防思想の普及についてお答えをいたします。

初めに、消防施設となります火の見やぐらに対する安全対策ですが、議員ご指摘のとおり、老朽化が進んでいるものについては、何らかの安全対策を講じなければならないと考えております。

各行政区における火の見やぐらの有無は、中山地区では全て撤去済みとなっています。尻高地区においては、全地区に設置されているため、早急に安全確認を行うとともに、行政区長を通じ、現在の利用状況、また必要の有無等の意向を確認し、安全対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、消火栓の操作訓練をはじめとする消防思想の普及活動についてですが、現在、消火栓等の訓練を実施している判形関口地区では、地域主催で毎年行っているようでございます。また、実施が把握できている地域としては、平成29年に北之谷地区、平成30年に戸室地区、平成30年に本宿地区、原地区において実施されております。

このような状況ですが、こういった訓練等の実施を通じて消防思想の理解が深まるものと考えております。

議員からの質問の内容については、消防団員の役員会議などでしっかり伝えてまいりたいと思います。

万が一の災害発生時には、消防団員の、また地域の皆様と一丸となって、消火活動、避難誘導などに対応していかなければならないと考えております。

消防団を取り巻く環境は複雑多様化する一方で、その必要性はますます高くなっております。村民が安全で安心して暮らせる高山村の実現のために、一層の消防思想の普及徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上、林議員の質問に対する答弁といたしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 3 番、林議員。

○3 番（林 和一君） ただいま村長のご答弁の中で、1 点だけ再確認したいところがござい
ますが、消火栓を使った消防訓練、これは多分、行政区が中心になるものかなと私は考えて
います。消防団員は、協力をいただく形なのかなと思うんですが、この辺の捉え方、それか
ら、できる限り、分かる範囲で結構ですけれども、協力員の可能な行動範囲、それから、地
域でこれから協力をできる範囲、こういったところがお答えいただけるようでしたらお願い
したいと思います。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま林和一議員の質問でありますけれども、役員会議等々を通じ
て、この地域の女性とか訓練をするようであれば、協力体制を組んで実施したいというふう
に考えております。また、それからの組織等については、また今後、検討課題になろうかと
思います。現在、団長である大木団長の下で会議を煮詰めてまいりたいというふうに考えて
おります。

○議長（林 昌枝君） 3 番、林議員。

○3 番（林 和一君） 火の見やぐらの件に関しましては、その効用を見切りし難い部分も一
部ございます。万が一不測の事態が生じた場合には、有効な手段となる部分もゼロではござ
いけません。そこは行政区や消防関係者等の意見も聞きながら対応していただければというふ
うに思います。

普段からの地域住民の関わりでは、普段からの取り組みの積み重ねが自分たちにもできる
ことは手伝おうという思いもできてまいりますし、消火栓の実務をすることで安全な操作を

覚えたり、また関連機器類の点検にも役立つものと考えます。団員の皆さんにあまり負担にならないように配慮をしなければなりません、これから団員の後継者確保が一段と容易でなくなる時代です。地域住民から可能な範囲での協力を得られるような取り組みも重要であると考えます。村の立場からも、関わった、指導、助言を進めてほしいというふうを考えてお願いをし、質問を終わります。

◇ 後 藤 肇 君

○議長（林 昌枝君） 次に、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

〔4番 後藤 肇君登壇〕

○4番（後藤 肇君） 本日は、林業従事者の育成について、村長のほうにお伺いしたいかなと思います。

先ほど野上議員の発言の中にもあったように、高山村の林野率は76%ということで、大変多いわけでございます。以前は、高山村でも林業で生計を立てた人がおりました。今でもおるわけですが、今は、国及び県の施策で整備が進んで、従事している人も年齢が高い人が多いと感じるところでございます。森林の整備は、環境、私たちの生活に密接につながるものと考え、村内外から従事できるシステム構築をしていただきたいと考え、質問をさせていただきました。並びに、関係人口及び定住人口の増加にもつなげていただければと考えます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま後藤肇議員から質問をいただきました林業従事者の育成についての質問についてお答えいたします。

高山村の森林面積は4,887ヘクタール、村の総面積の76%を占めております。そのうち民有林は4,748ヘクタール、戦後の造林政策により63%という高い人工林率となっております。

先人が残してくれた財産である森林を後生に引き継ぐため、保育作業は重要なことと承知しているところでございますが、村内の森林整備は、主に林業事業体にそのほとんどを依存しているのが実情でございます。

村民で林業に従事している方は、村内2、村外2の事業体に14名の方が勤務し、そのほとんどが60代、70代で、農業従事者と同様に高齢化と後継者不足が喫緊の問題となっております。

現在、高山村で取り組んでいる林業の担い手対策事業は、林業事業体の事業主による退職金共済掛金及び厚生年金掛金に対する助成を行っております。

県及び関係機関に林業就労者への助成事業について確認したところ、新規就労支援事業として、作業服、道具等の基本的装備及び作業用具の購入に要する支度金の助成、2つ目に、住宅手当等を支給している事業体に対する助成、3つ目、県外から転居した場合、その移転料を負担した事業体に対し助成、林業労働安全衛生の確保事業として、林業の現場において必要な資格、安全、効率的に作業を行うための技術を取得させた事業体に対して助成があります。

以上のような支援策により、林業就労への新規参入を促進させるとともに、定着化を図っているところでございます。

林業離れによる今後ますます進むであろう森林の荒廃を危惧し、国では、令和元年度より「森林環境譲与税」により地方への助成を開始、群馬県では、平成26年度より「ぐんま緑の県民基金事業」により森林整備を推進しているところでございます。

森林整備には、まず林業労働力の確保が重要と考え、今後も、群馬県及び林業団体と協力して林業従事者の確保を推進していきたいと考えております。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 村長、ありがとうございました。

県、国事業で大変にご負担をいただいていることは十分に分かります。それと、村の姿勢等も十分に分かるわけでございますけれども、できればもう少し個人で、新規就農者に関しては、農業のほうではかなりの分厚い手当があるかなというような感じを受けるわけですが、その辺までいかなくても、何らかのシステムで村として新規、これは村内外からPRをして、私、やってみようと思って参加される方に関して魅力あるシステムを構築していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 引き続き、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

○4番（後藤 肇君） 今日は2問目の質問事項になるわけですが、まず観光交流館が来年度、先ほどの予算計上の中では1年延期みたいな感じにはなるわけなんですけれども、交流館完成と同時に、これを機として、中山盆地発着の高原牧場1周ミニマラソン大会、も

しくは競歩など、定着する行事として検討していただきたいというのが提案の質問事項なんです。ぜひよろしく願いいたします。

この問題が出てきたきっかけなんですけれども、5区の中は、皆さん御存じのように、6つの小部落に分かれているわけです。その中で、各部落において、神社の祭りは部落でして、いこうよという取決めをしているわけなんです。そのときの懇親会において、何かもう少し新しい試みがないかねという、数十人が集まった会だったんですけれども、若い人からの声があって、こういうのはどうだろうという提案を私、頂きました。ああ、こういうのも一つの方法ではないかということで、今回提案させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 次に、ミニマラソン大会について後藤肇議員から質問をいただきました。大変すばらしい意見であります。

観光交流館を含む道の駅を中心とした村の中心地エリアは、村内外の人たちによる交流、関係人口の増加を図る場として、今後の村の経済、産業活動の活性化の起爆剤となるものと大変期待しております。

観光交流館建設、運営方法については、4月から地域振興課の中に「むらの中心地づくりプロジェクト室」を設置し、この中でオープンに向けた準備、イベントの運営計画等を行っていく予定で、現在、準備を進めているところでございます。

議員お尋ねのミニマラソン大会等の開催については、イベントの選択肢の一つとして考えてもよいと思っておりますが、スポーツ大会等開催する場合、関係する部局ともよく相談して検討していきたいと思えます。まずは、ウォーキング大会等、誰もが参加しやすいイベントから始めてみるのもよいかもしれません。

定期的なイベントの開催は、関係人口の増加にもつながると思えますし、高山村のファンを増やせるようなイベントを開催していきたいと考えております。いずれにしても、プロジェクト室を中心に検討していただき、総合的に勘案した中で進めていきたいと考えております。

以上申し上げ、後藤肇議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） ありがとうございます。

まあ、観光交流館もちょっと延びそうな感じはするんですけども、まだ期間はございますので、ぜひ村長がお話しになった内容を検討していただいて、皆様にはご協力をいただきながら進められる行事ができればいいかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 以上で一般質問を終わります。

◎休会について

○議長（林 昌枝君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、3月5日から3月18日までの14日間、休会といたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、3月5日から3月18日までの14日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（林 昌枝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は、3月19日木曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参加願います。

大変ご苦労さまでした。

本日は、これで散会します。

散会 午後 2時55分

令和２年第１回高山村議会定例会

議 事 日 程（第２号）

令和２年３月１９日（木）午前１０時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 3 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 | たかやま暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定に
ついて |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 | 高山村空家等の適正管理に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 6 号 | 高山村行政区及び区長設置条例の全部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 | 高山村印鑑条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 | 高山村職員定数条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 9 号 | 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ
いて |
| 日程第 8 | 議案第 10 号 | 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について |
| 日程第 9 | 議案第 11 号 | 高山村旅費支給条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 12 号 | 高山村国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 13 号 | 高山村出産祝金支給条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 14 号 | 高山村特別敬老祝金条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 15 号 | 高山村総合農政推進資金融通措置条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 16 号 | 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 17 号 | 高山温泉いぶきの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正につ
いて |
| 日程第 16 | 議案第 18 号 | 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 19 号 | 高山村農業振興基金貸付条例の廃止について |
| 日程第 18 | 議案第 20 号 | 道の駅中山盆地高山観光交流館新築工事の変更請負契約について |
| 日程第 19 | 議案第 21 号 | 令和元年度高山村一般会計補正予算（第 9 号） |
| 日程第 20 | 議案第 22 号 | 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |

- 日程第 2 1 議案第 2 3 号 令和元年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 令和元年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 令和元年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 令和 2 年度高山村一般会計予算
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 令和 2 年度高山村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 3 1 号 令和 2 年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 3 2 号 令和 2 年度高山村介護保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 3 号 令和 2 年度高山村土地開発事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 4 号 令和 2 年度高山村農業用水事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 5 号 令和 2 年度高山村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 6 号 令和 2 年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算
- 日程第 3 5 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について
- 日程第 3 6 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9 名）

1 番	後 藤 明 宏 君	2 番	佐 藤 晴 夫 君
3 番	林 和 一 君	4 番	後 藤 肇 君
5 番	野 上 富士夫 君	6 番	山 口 英 司 君
8 番	奈 良 哲 男 君	9 番	小 林 進 君
10 番	林 昌 枝 君		

欠席議員（1 名）

7 番 平 形 眞喜夫 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	飯 塚 哲 也 君
教 育 長	山 口 廣 君	総 務 課 長	平 形 郁 雄 君
会計管理者兼 税務会計課長	佐 藤 章 彦 君	住 民 課 長	飯 塚 優一郎 君
保健みらい 課 長	林 隆 文 君	農 林 課 長	星 野 茂 樹 君
建 設 課 長	飯 塚 欣 也 君	地域振興課長	割 田 眞 君
教 育 課 長	割 田 信 一 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	後 藤 好	書 記	林 大 生
--------	-------	-----	-------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから令和 2 年第 1 回高山村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（林 昌枝君） 日程に入る前に、3 月 4 日の会議において、本定例会の会議録署名議員に指名いたしました平形眞喜夫議員が、本日の会議を欠席することになりましたので、会議録署名議員の追加指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員に、8 番、奈良哲男議員を追加指名します。

それでは日程に入ります。

◎議案第 3 号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第 1、議案第 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、3 月 4 日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論はなしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第2、議案第4号 たかやま暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 第7条利用料について、第2項で既に納付された利用料は返還しないとされています。第6条及び第7条第2項のただし書を含めて、利用料金の前納を想定されるような規定になっておりますけれども、利用料の徴収の方法についてはどうなっているのか伺いたします。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） ただいまの林議員のご質問でございますが、あらかじめ申請をしていただきまして、何日から何日までということで利用料を頂くこととなっております。

実際これ始まってみて、例えばマックス90日使った場合とか、そういった場合、これからの運用のところになるかと思うんですけれども、ちょっと区切った形での、例えば30日でこれを延長なりとか、そういった考え方もしていければと思うんですけれども、基本的には、申請書を出していただいたところで、何日から何日までというところで利用料を請求するような形になるのかと思います。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 たかやま暮らしお試し住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての採決をします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、議案第5号 高山村空家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 高山村空家等の適正管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第6号 高山村行政区及び区長設置条例の全部改正についてを議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号 高山村行政区及び区長設置条例の全部改正についての採決をします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第7号 高山村印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第 7 号 高山村印鑑条例の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第 6、議案第 8 号 高山村職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3 月 4 日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号 高山村職員定数条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第 7、議案第 9 号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条

例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 今回の改正で、別表が全部改めとなりました。第1条第2項において、村長、副村長、教育長並びに議会議員の職にあつては当該報酬の支給はしないとする部分は従前どおりでありますけれども、説明の中で、学識者に対しては支給するということでした。

この辺の線引きについて明確な判断は、どうされるのかお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 林議員のご質問でございます。線引きということでございます。

これにつきましては、今、幾つかの委員会等々ございます。その中で、統一されていない部分がございますので、平成2年度においてその辺のところを精査いたしまして、統一的な見解を出して進めていければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 令和。

○総務課長（平形郁雄君） 失礼しました。令和2年度において検討を重ねていって決定できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第８、議案第10号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、３月４日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第９、議案第11号 高山村旅費支給条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、３月４日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 高山村旅費支給条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第10、議案第12号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第11、議案第13号 高山村出産祝金支給条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

小林議員。

○9番（小林 進君） この出産祝金条例というのは、これ、大変すばらしい条例だと思います。高山村の子育て世代を助けていくという方針、あれに対して、このような条例を変えなければならないという事態が起きたことは、大変重く受け止めております。そして、条例を改定、変えるということに対しては、もちろん賛成でございますし、……するようなあれはありませんけれども、ただ、2度とこのようなことが起きないためにもですね、ちょっと曖昧さのあるところがあるので、私ちょっと心配しているんですが、小学校入学までという肝心なところ、どの様に考えているか。村長、お願いします。課長でもいいです。

○議長（林 昌枝君） 林課長。

○保健みらい課長（林 隆文君） どうもお世話になります。小林議員の質問なんですが、確かに、今の従来の条例だと、今現時点で住所があって、将来的に住む方について出産祝金を支給するような条例になっています。12月の議会のほうから予算の要望にもありました。出産祝金については、皆さん議員各位におかれましてもみんな考えは持っていると思います。その中で私どもについては判断をさせていただきました。

実際、今回の条例改正につきましては、住所が1年前から居住をして、その後1年とか幼稚園もしくは、小学校とか入学するまでといういろいろ案はあったんですが、小学校に入学するまでいていただければ、将来的には村のほうにずっと長くいていただくということで線引きをさせていただきました。

ただ、いろんな部分があって、出産祝金についても、出産するにはすごい大変ですので、その支給ということで、一時金ということで、あまり送ってもしょうがないというのもあります。実際に、出産するときについては、支出もありますので、その分の補助という形で解釈をうちのほうはしております。ただ、長くその方をずっと縛っていくこともできませんので、例外規定を設けながら小学校に入学するまでという期間ということで、条件をつけさせていただきました。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 9番、小林議員。

○9番（小林 進君） ありがとうございます。本当に先ほども申しましたがけれども、このようなことが二度と起きないような形で注意をしていただいき、皆さんが……出産、子どもを育てるなら高山村というあれを、是非目指して下さることを……、どうかそういうところ

を注意していただきたい。そういう意見で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

5 番、野上議員。

○5 番（野上富士夫君） ただいま、小林議員のほうから懸念される点がありましたけれども、この出産祝金については、子供の出産を祝い、また、保護者の負担の軽減を図ると、それと、子供の健やかな成長と将来の高山村を背負って立つ人材の育成につながれば、理想的なわけでございますけれども、この子供に係る負担というのは、出産時だけではなくて、子供が社会人になるまで、保護者の負担は付き物でございます。

そうしますと、出産祝金の第3子以降50万円という制度がベストなのか、あるいは、ほかの方法も考えられるのではないかという余地はございますけれども、今回の条例改正につきましては、住所要件等も明確にし、以前の条例から見れば、2歩、3歩進んだものと解釈し、賛意を示して、賛成討論といたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第13号 高山村出産祝金支給条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第12、議案第14号 高山村特別敬老祝金条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号 高山村特別敬老祝金条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第13、議案第15号 高山村総合農政推進資金融通措置条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号 高山村総合農政推進資金融通措置条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第14、議案第16号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第17号 高山温泉いぶきの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号 高山温泉いぶきの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第16、議案第18号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号 高山村簡易水道事業給水条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第17、議案第19号 高山村農業振興基金貸付条例の廃止についてを議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号 高山村農業振興基金貸付条例の廃止についての採決をします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第18、議案第20号 道の駅中山盆地高山観光交流館新築工事の変更請負契約についてを議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号 道の駅中山盆地高山観光交流館新築工事の変更請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号～議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第19、議案第21号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第9号）から、日程第26、議案第28号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を議題とします。

本件は、3月4日に一括上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

最初に、議案第21号の質疑を行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称等と言ってからお願いいたします。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 一般会計の補正です。49ページ。

3款1項9目プレミアム付き商品券事業です。この事業については、補正前の額が2,144万2,000円。これが6月の第2回定例会において1,900万増額補正されています。で、今回の補正額がマイナスの1,360万7,000円、これについては補正前の額から63%減額ということで、補正後の額が783万5,000円、かなり大きな金額で減額というふうになっております。

これにつきましては、消費税率の10%への引上げに伴って、家計の負担軽減や家計の負担緩和、地域の早期の下支えのための国の政策でありました。さきの予算審議の説明の中でも、今回の商品券購入者、購入申込み者が大変低調であるというふうな話を聞いております。それについての、なぜ低調であったか、その辺を執行部としてはどう捉えているか。それについてお聞きしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 林課長。

○保健みらい課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

山口議員の質問なんですが、プレミアム付き商品券ということで6月の補正で1,900万円の補正を実際にしております。財源については、全額国費ということになっております。実際の低調だったという原因なんですが、主に臨時福祉給付金が29年度まであったんですが、

そういう場合については皆高齢者ということで、全部申請を頂いて、みんな支給が出来たんですが、今回については、申請をして、それから引換え券を送付をして、それから、買っていただく作業になっています。

実際、予算上は、最初、事務委託料で計上させていただきました。1,900万円という増額補正につきましては、事業費についての補正でございます。実際、760人掛ける2万5,000円ですか。その金額で増額補正をさせていただきました。実際の該当する方については、今現在で801人いて、実際引換え券を申請してきた方が264人、33%ですか、の方が申請をなさっております。それから、引換え券を送付して実際に買った方なんですが、206人ぐらいの方、200人前後だと思うんですね。その方が実際買ってくださっている。

すごい、25%と低調なんですけど、実際その申請をしながら、引換え券をして、購入をする。ただ、補正分のプレミアムがつくんですが、実際2万円の現金を用意しなくちゃいけないということもありまして、高齢者の方も大分いるんですが、うちのほうとしてもなるべく買っていただくような形、使っていただくような形で、村の取扱店を考えたんですけども、実際、村だとあまり店舗がありませんので、中之条の取扱店ということで、広報に載せまして、実際、ショッピングセンターとかへ行って、なるべく使いやすいことをアピールした宣伝をしたんですが、結果的には低調になりました。

その原因としてはやっぱり、申請をして2万円でお金を出して買うというのが、多分手間だったのかなという考えがあるんですが、ちょっとまとまりませんけれども、そんな形でもろしく願いをいたします。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 丁寧な説明ありがとうございました。

手続が面倒であったということ、それとあと2万円を事前に出費しないと、要は金額的には5,000円ですか、それが得られないということ。あとは、この支給の方法が給付型であればもっとよかったのかなとそういうふうな考えもあると思います。ぜひ、今回のプレミアム商品券につきましては、消費の喚起とか下支え、消費の下支えですね。経済の下支え。そういったところでも疑問視されるのかなというふうに思います。

国が多額の税金を投入する、果たしてその意義が問われるんじゃないかとそういうふうに考えております。自治体としても利用者が少なくても、やはり一つの事業をするには多額のお金が必要になります。国は一方的に押しつけるだけでなく、実際に寄り添った考え方でぜひやってほしいと、そういうふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑。

3 番、林議員。

○3 番（林 和一君） 歳入11ページになります。1 款村税 2 項 1 目固定資産税でございます。

現年度課税分で166万7,000円の減額となりました。説明で、1 企業の厳しい状況にあることが大きな原因であるというようなことを説明されたというふうに記憶しております。

現状で説明が可能な範囲での把握している状況、または対応状況について説明いただければありがたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 税務課長。

○会計管理者兼税務会計課長（佐藤章彦君） 林議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和 1 年度の固定資産税の減額の主な要因でございますが、林議員がおっしゃいましたとおり、1 企業の滞納が大きな減額の要因となると思います。

この企業に対しましては、数年前から代表、社長等に役場に来ていただいたりして、いろいろ交渉もさせていただいております。この近年、この 1、2 年では、なかなか分納も進まない状況になりましたので、我々としては、あまりやりたくない行為ではありましたが、搜索という形で、その日の売上金を差押えといったことを 2 回実施いたしました。また、細かい面では自動販売機の設置料金等、そういったものの差押えも現在行っております。

交渉は、継続しておるところではございますけれども、なかなか納税のほうに至ってこないのが現状でございます。引き続き粘り強く交渉はさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたしたいと思います。

終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

次に、議案第22号から議案第28号までの 7 議案について一括して質疑を行います。

3 番、林議員。

○3 番（林 和一君） 国保特別会計歳入 7 ページになります。3 款国庫支出金、1 項 2 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、この国庫補助金として55万円の増額となりました。

令和 3 年 3 月開始のオンラインシステム化の補助金ということでしたけれども、事業とし

てどこに充当し、どんな事業が進められるのかお伺いしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 住民課長。

○住民課長（飯塚優一郎君） お世話になります。林議員からご質問の社会保障・税番号制度システム整備費補助金についてご説明いたします。議員がおっしゃいましたとおり、令和3年3月から運用される予定のマイナンバーカードの健康保険保険証利用のためのオンライン資格の運営システムの改修を行う補助金となります。

これは、既存のシステム、役場で使っておりますシステムと国保連合会で使っておりますシステム、それと各医療機関に配置される端末等を起動させるために、村にあるシステムを改修して、整備をして準備を行うというものになります。なので、実際には、事業の執行については、業務委託料のほうでシステムの改修費用に充てることとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第21号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号 令和元年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号 令和元年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号 令和元年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

11時より再開しますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

◎議案第 29 号～議案第 36 号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第27、議案第29号 令和2年度高山村一般会計予算から日程第34、議案第36号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算までの8議案を議題とします。

本件は、3月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、議案第29号について質疑を行います。

質疑は、歳出から款を分けて行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称等を言うてからお願いします。

それでは1款及び2款について質疑を行います。

野上議員。

○5番（野上富士夫君） 私の質問は、ページとか款には関係ありませんので、ご了承いただければと思います。

私の質問は、一般会計、特別会計全般についてでございますけれども、競争原理の導入による行政経費の削減について伺いたします。

令和2年度においても様々な工事や設計料、業務委託料が予算計上されています。地方自治法には「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されています。

同じ仕事をして、そのやり方によって割高になることも、安い経費で仕上がることもあります。経費の削減が図れた一例を申し上げますと、毎年実施しております中学生の海外派遣費用において、平成30年度は、JTBによって生徒1人当たり41万1,632円で実施されましたが、令和元年度は、JTBに日本旅行を加えてプレゼンテーションを実施した結果、生

徒1人当たりの費用は33万844円で実施できました。令和2年度の当初予算には、生徒35人、引率者4人の予算が計上されておりますけれども、令和元年度の参加で合計で39人を費用負担をしますと、1人当たり8万円ちょっと安く出来ますので、合計では315万円の減額という勘定になります。行政経費の削減を図るには、やはり競争原理をどれだけ導入出来るかにかかってくると思います。

ハード事業である工事関係では、ほとんどが指名競争入札による競争原理が働いています。ソフト事業である消耗品及び備品購入、設計委託料、また、様々な計画書等の策定業務の委託料も多額となり、これらについても競争原理を導入することによって、行政経費の削減が図れるのではないのでしょうか。

歳入において自主財源を1,000万円増額を図るのは、至難の業ですが、令和2年度の予算を執行するに当たり、職員一人一人が財源は血税であるという認識と費用対効果のコスト意識を持ち、無駄を省いて行政運営に当たったならば、必ずや大きな経費の削減効果が上がると思いますが、村長の所見をお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま野上議員から、競争原理の導入による行政経費の削減についてというご質問に答えます。

議員指摘のとおり、競争原理による行政経費の削減につきましては、健全な行財政運営の手法の一つと考えております。

今定例会初日におきまして、議員の一般質問に対する答弁のとおり、健全財政運営のための方策といたしましては、第1といたしまして、全事業に対する評価及び検証による事業仕分けを実施し、行政改革、行政コストの削減等を目指すものでございます。前例踏襲にとらわれない事業仕分けをすることによって、財源を有意、有効に、また住民の要求度や達成度を勘案して行政のスリム化、平準化を目指し、財政健全化に努めてまいり所存であります。また、行政経費の削減につきましては、一層の努力をしてみたいと思っております。どうぞご理解をお願い申し上げます。

競争入札についても、これからさらに研究を重ねまして、経費の削減につなげていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 野上議員。

○5番（野上富士夫君） どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 2款総務費、1項総務管理費についてです。市町村乗合バス負担金ということで、沼田方面のバス。

○議長（林 昌枝君） 何ページですか。

○9番（小林 進君） 46ページです。2つ質問させていただきます。

54ページ、やはり2款総務費になりますが、18節起業支援補助金。この2つを質問させていただきますが、この沼田方面運行バスの関係。800万円という大金、このように沼田市に出しておりますけれども、これは、私が前回、前に一般質問で質問いたしましたけれども、課長が交渉に行ってきて、まだ、その先が見えていないという現状でありました。

しかし、八百何万のお金を村内に落とすのと沼田に落とすのでは経済波及、また、雇用の問題、こういうもので随分違うと思うんです。ぜひとも、今後も粘り強く交渉をしていただけたらと思うんですけれども、どのような結果、交渉した結果、考えられるでしょう。また、もう一つ起業支援補助金100万円というもので予算が組んでございます。これはどのような条件で支給されるものなのか。その説明をお願いします。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 小林議員のご質問で、まずバスの関係から申し上げます。沼田路線につきましては、以前から取り上げていただきまして、検討を重ねているところでございます。

今後、沼田だけでなく中之条路線につきましても、学生の減少等により利用者が減ってきて、負担が増えるものとなります。特に沼田路線につきましては、高山村で乗っている方が非常に少ない。それとまた距離も、高山を走っている距離も非常に短い。なのに65%の負担を取られているということで、沼田市の担当課長等とも話をしていますが、なかなか事務レベルで話をしていると先に進まない部分もございます。そこで思い切って村長を交えて、村長の決断で、沼田のほうへはっきり申し上げて、もう新しい形を高山村は取るんだということをはっきり示して動きたいと思っています。

これにはどういった方法、今までまた高山村独自で走る方法等、ちょっといろいろ申し上げましたけれども、費用の面、それと利便性の面、その辺もうまく加味しながら、いい方法を見つけて、もう期限を切って進めていきたいと考えております。

また、相談をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

あともう一点、移住支援金についてですが、この移住支援金につきましては、令和元年度から始まった制度となります。令和元年度、高山村では300万円の予算を取らせていただい

たんですが、残念ながら利用する方がいらっしゃらなくて。群馬県でも数名ということを知っております。

この移住支援金の受給の該当になる方は、東京にお住まいの方。東京といっても、東京の中の条件不利地域を除く、村や島ですね、そういった地域を除いた東京にお住まいの方、それと、東京の近郊の方が東京に勤めている方。その方が高山村に越してきて、住所を持ってきて高山村で仕事に就く、あるいは高山村で起業をする、そういった方が対象となります。

それで、この100万円につきましては、夫婦2人で来た場合です。単身の場合は60万円ということで、最大60万円です。条件によって、金額は変わってくるということでございますが、ぜひともこの制度を使って来てくれる方がいてほしいという願いはございますので、またご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） バスの関係で伺いますけれども、沼田方面に……、そういう行っている人たちは、バスの時間帯が間に合わなくて、仕事のお母さんが、パートよりもバス代のほうが高いから、パートを辞めて送り迎えをするというような状況を随分聞いております。

どうか800万円はしばらく、もう高山運輸ともう話はしてあると思いますけれども、これが全部なくなるということじゃないんですけれども、この、800万円村に落ちるということ、これが一番のいいことじゃないかなと思うんですけれども、粘り強い交渉をお願いしたいと思います。それから……

〔「訂正を」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 小林議員、ちょっといいですか。

割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） すみません、先ほどの支援金の関係で、ちょっと私、勘違いをしております、先ほど申し上げたのは移住支援金でございます。小林議員お尋ねの起業支援金につきましては、これは地域おこし支援隊が卒業するときに、高山村に残って、自分で事業を起こす場合、その場合、最大100万円の起業支援金ということで するものでございます。

この100万円につきましては、特別交付税のほうでこれを手当てされるというものでございます。

申し訳ございませんでした。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） どうも説明を受けたのと違うかなと思って、あれしたものですから、地域おこし支援隊に限りということですね。

○地域振興課長（割田 眞君） はい。

○9番（小林 進君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

○3番（林 和一君） 何点かお伺いしますけれども、順を追って、第1点目ですが、37ページ、2款総務費、1項1目一般管理費の中で、事業目、テレビ会議システム整備事業で67万1,000円が計上されております。本事業は、県知事との通信回線を整備するもので、全市町村が対応するというものでございました。この事業に対して県は財源負担はしないのか、その点を伺います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 林議員のご質問でございます。テレビ会議システムによる市町村との意見交換ということで、知事が示しておる事業でございますけれども、まずこの事業の趣旨でございますが、知事と市町村長が新たな技術を駆使して意見交換を充実させ、課題の共有を図るため、テレビ会議システムによる市町村との意見交換を開催するんだという趣旨のものでございます。

議員ご質問の費用負担につきましては、私の今持っている資料には、細かいそういった部分が、ちょっと今この場で答弁しかねます。また詳しい調査をして、お答えいたしたいと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○3番（林 和一君） 続きまして、41ページ、2款総務費、1項2目広報費でお伺いいたします。

事業目、広報たかやま発行事業ですけれども、縮刷版印刷製本費で627万円が計上されております。説明の中で、広報の401号から700号までの縮刷版を100部作成ということでございました。この活用方法について説明いただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） この間の予算の審査の中で100部作成してということで申し上げました。実際また検討する中で、100部必要なのかという声もございましたし、実際、これを活用するに当たっては、データ版を作成して、あと必要部数について、また検討してもいいのではないかという話もございました。データ版だけにしますと、130万円の消費税

ということで、143万円か、ということの見積りを頂きました。

実際、作るに当たっては、もう少し検討させていただいて、実際に有効利用される、またもう少し経費を下げる方法で考えてみたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○3番（林 和一君） 決してこれは無駄な事業ではないと思っはいるんですけれども、印刷部数とその活用というのは、やっぱり後々に問われる問題になると思いますので、よく検討いただければというように思っています。

続いて、42ページ、2款総務費、1項4目の財産管理費になります。事業目、庁舎管理事業ですけれども、委託料でFree Wi-Fi設置業務が計画をされておりますけれども、その事業内容と、どこまでカバーされるのか、本庁舎のみ、または出先も含めていくのかという、その辺を含めての説明をいただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） Free Wi-Fiの関係でございます。これにつきましては、2か所を予定してございます。本庁舎に2か所設置して、来庁する方へのサービスを図っていきたいというものでございます。よろしくお願いします。

すみません。それと、先ほどテレビ会議の関係でございますけれども、市町村の負担ということで申し上げますと、このテレビ会議が調うパソコン等々、備品について必要なものを各市町村で配置すると。それにつきましては、整備できた市町村から県知事とのこのテレビ会議に参加するというようなこととなってございます。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○3番（林 和一君） Wi-Fi設置業務に関しましては、この本庁舎内ということで、出先は考えていないということでよろしいかと思います。

同じく4目財産管理費の中で、43ページから44ページにかけて、事業目、個別施設計画策定事業というものが委託料として613万9,000円計上をされております。平成29年3月に高山村公共施設等総合管理計画を策定し、細部にわたって管理計画が述べられております。

本事業は、後ほど審議される120ページの10款教育費にも665万5,000円が計上されております。今回の個別計画策定では、文教施設が別計画となっているように思われますけれども、まず、ここでは財産管理費に計上されている部分の計画範囲はどの辺までなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 個別計画の内容でございますけれども、策定理由といたしましては、議員おっしゃったとおりで、老朽化した施設の長寿命化、また建て直し等々、全体の施設の状況を把握して、老朽具合や施設の優先順位等々を参考に、予算の平準化を見通したいということでございます。

この事業につきましては、国の方針によりまして、令和２年度中に策定が求められておる事業でございます。

総務課で所管をする施設につきましては、ここに公共施設等総合管理計画に記載をされております公共施設44施設のうち、建設課所管の５施設、教育委員会所管の８施設を除いた31施設について、総務課で担当するという事となっております。

また、これにつきましては、どうしてこのような分け方がされたかということになりますと、教育系、また建設課関係の公営住宅等々に関しましては、それぞれの分野で管轄する省庁が異なっております。それによりまして分けられたということでございます。

その他につきましては、この教育施設、また建設課関連の公営住宅施設等々を除いた31施設について、計画を作成するというものでございます。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○３番（林 和一君） ありがとうございます。

続きまして、44ページ、２款総務費、１項５目の企画費、事業目で総合計画マネジメント事業について伺いたいと思います。

今年度、運営支援業務委託として333万3,000円が計上されております。令和元年度におきましても418万円を計上し、平成30年度にも325万7,000円を使っております。この３年間で1,077万円を投資するということになります。

この件で、令和元年第３回定例会でも質問させていただきましたけれども、総合計画作成事業費の経費で主管課職員がマネジメント支援を受けているということでございました。

令和２年度においてもこうした経費の計上があることは、予想していなかったわけでございますけれども、職員の方々の能力も素晴らしいものがあると思う中で、大変巨額な経費をかけていますけれども、何のためにどのような支援を受けていて、どんな効果が望まれるのか、見込まれるのかということを再度お聞きいたします。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 林議員のご質問でございます。令和２年度の総合計画のマネジメント事業についてですが、令和２年度につきましては、今まで総合計画と予算の位置づ

け、これを行ってきました。実際、総合計画にない予算は、今の財政状況を見ながら、予算のほうは認められないような方向で進めていくという形でまいりました。

令和２年度につきましては、令和２年度の実績を、実際どんな評価、村民アンケートも基にしながら、村でやってきた事業がどんな評価、どんな実績が説明できるかという部分を、この辺をしっかりとしていきたいと考えています。

これにつきましては、実際に主要事業等の成果事業につきましては、決算の説明の際に、この成果も併せて議会のほうにも説明できるような形で持っていきたいと考えております。

令和２年度につきましては、主にそういったところを主に、職員の改革、また議会の皆さんにそういった説明をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） １款、２款について質疑ありませんか。

奈良議員。

○８番（奈良哲男君） ２款の47ページになります。先ほど空き家等利活用事業ということで、先ほど条例が制定されたものだろうと思うんですけども、ここに決めた理由というんですか、その家を、そういった理由と、あとは高山らしい場所といいますか、景観とか、そういうところがあるお試し住宅みたいな形でできる場所等、今後について、そういう計画とかそういうのがありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 今回、お試し住宅を設定した場所につきましては、役場の近くということで、一番の理由は、旅館業法で管理の部分が絡んできましたので、やっぱり役場の近くということで設定をさせていただき、ちょうど空き家ということでありましたものですから、設定をさせていただきました。

景観のよい場所はいろいろなところにあるんですけども、やっぱりお試し住宅という形ですと、どうしてもそういった管理の部分が絡んできてしまいますので、現在、ちょっといろいろな空き家も見えておりますけれども、そういった部分については、またいい活用方法というのは、みんなで話し合ったところで、活用方法を見出したほうがいいのかという、どうしても行政だけ絡んでくると、使い方が偏ってきますので、皆さんの意見を聞きながら、先ほどのいい場所、いっぱいあるところもありますので、そういったところを検討していきたいとは考えております。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○８番（奈良哲男君） ぜひ民間の力もかりながら、そういう来てもらった人にやっぱりイメ

ージが、高山村って、ああ、いいところだなというイメージを持ってもらう、イメージ、そういうことも必要かなと思います。よろしくお願いいたします。

次に、同じく総務費の中で、45ページの地域おこし協力隊活動費ということで、村の中心地づくりに協力隊を2名募集しているということをお聞きしたんですが、中心地づくりという、重要なことだろうと考えます。

その中で、人材というんですか、そういうちゃんとした知識を持った方を募集しなければいけないと伺っています。その進捗状況というんですか、一応2名募集ということですよ。その進捗状況を教えていただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） この中心地づくりに特化した協力隊につきましては、現在、企業人の地域おこしを今、話を進めているところです。

今の社会情勢もございまして、企業人につきましては、2月21日に高山へ来ていただいて、会って、高山を全部案内して、高山を見ていただいたところなんですけれども、今月の3月11日に私どもでまた東京へ出向いて、企業人と会って、また話を進めていこうと思ったんですけれども、こんな状況で、その辺はちょっと期間を延ばしているところです。

その企業人がある程度話ができたところで、この地域おこしについても話を、どういった人かというところを進めていきたいと考えておりましたので、ちょっと今、その人選については、現在止まっているところでございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに1款、2款の……。

佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） それでは、2款1項5目の47ページ、これ直接予算とは関係ないんですけれども、土地利用適正化推進事業の中の土地開発審議会の報酬に絡んでなんですけれども、2月25日に村の土地開発審議会がございまして、与三平塚ですか、あそこの高山運輸倉庫さんが倉庫を建てるというところの現地を見させていただきました。

そのときに説明で、下に村の土地もあると。中山さんのうちの土地もある。それで、境が分からなくなってしまっていて、青線、赤線ですか、その辺もあるということでもございました。

その辺について、今後、村としては区域とか原状復帰とか、そういったことをどのように考えていくかお聞きしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま佐藤議員から質問をいただきました与三平塚の土地に関して、

所有者が関根盛数さんという方で、この3,000平方メートルのうちでの話だったんですよね。それが、それを続行しているうちに、近隣の中山さんとか、高山村の土地にまで土砂を堆積させたということで、これ、3,000平方メートルを超えると、県の関与が入ってくるわけです。この県の今度は指導を受けながら、これを解決していかなければならないという点がありまして、今、県の指示を待っているところでございます。

そんなところなんですけれども、関根盛数さんにも大分責任があると思いますので、関根盛数さんとも話をして、原状復帰をしていきたいというふうに考えております。

○議長（林 昌枝君） 佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それと、もう一つですが、55ページ、2款1項2目地域づくり支援事業（花いっぱい活動）ですけれども、昔は団体さんがいて、各地区にいろいろな下部があって、そこに全部分かれて花いっぱい運動なんかをやっていたんですけれども、現在の花いっぱい運動のやり方というのはどういう、老人クラブさんとか、そういったやり方をしているのか、その辺がちょっと聞きたいなと思ったんですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 佐藤議員のご質問で、やり方としては団体が生ける等、その辺は変わっていないかと思えます。商工会だったり、その地域地域の団体だったり。

令和元年度におきまして活動を行った団体は23団体ございます。この団体に花の苗を村で用意してあげて、管理料といたしまして、各団体に平米当たり230円、管理料上限、こちらは補助金として出しているわけなんです、上限で10万円、花の苗につきましても、上限10万円ということで、合わせますと、合計20万円が上限となっております。それで各団体に村内の各所、花を植えていただいて、環境美化にご尽力いただいているところでございます。

○議長（林 昌枝君） 佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに。

山口議員。

○6番（山口英司君） 46ページで、2款1項5目のテレビ受信対策事業です。12月の第4回定例会で工期の変更がございました。完成は令和2年9月30日ということなんですけれども、工事完成後は、その地デジ放送の電波が直接受信できない難聴地域に無線を使用して難

聴を解消するということなんですけれども、完成すれば、全戸だとは思うんですけれども、各受信組合がありますが、各受信組合は解散する。そうすると、いろいろな会計の部分ですか、そういったことがどのようになっていくのかなという心配もあります。

それが1点と、あとは各家庭で、完成しますと、今度は戸別受信するためにはアンテナを設置しなくちゃならない、そういうことだと思うんですけれども、高山村で考えますと、1,000軒近く、それが全部が全部とは言いませんけれども、そうしますと、高山村においても1,000本近いアンテナの特需が発生する。そういうことになってくるんで、その辺のことを早めに村民の皆さんに知らせておいて、そういったための準備を促しておく必要があるのかなというふうに、各受信組合のほうで資産的に余裕がある組合では、解散すれば、それが分配される、そういうことも考えられるんですけれども、多少なりともそういった費用の面で、それらのアンテナのほうに充填出来れば、補填できればいいかなというふうに、その点について……。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 山口議員お尋ねのテレビの件ですが、先ほど山口議員がおっしゃられましたように、9月30日完成を目指して、今、工事等を進めてございます。

実際電波が出させるようになったときには、組合は当面は各世帯のアンテナ設置について、その事業を進めていくことになります。各組合の下で、各組合員のうちでアンテナを設置できれば、テレビが見られるようになれば、その組合は施設を撤去して解散ということになります。

先ほど申し上げましたように、各組合の資産状況によっても大分開きがございまして。撤去ぐらいの費用のないところもありますし、まあまあアンテナの面倒も見られる組合もございまして。そういったところについて、この間も、先月も、1月ですか、1月末に組合長会議も開催させていただいたんですが、そんな中でそういったご心配もございまして、ちょっと早めに組合員の方にお知らせ出来る方法ということもちょっと言われていたんですけれども、早いうちにそういったお知らせも配って、理解いただくような方法をこれから取っていきたいと思います。

それで、1,000本近いアンテナが一気に集中するわけですから、とても数か月でできるものではないかなと思っております。その業者の対応の仕方にもよるかと思うんですけれども、半年は間違いなくかかるだろうとは思っております。

その辺の状況も見ながら、また今後、見守っていきたいと考えておりますけれども、村と

しては、9月30日で完成すれば、その時点で村の事業は離れますけれども、その後、組合の作業は大分残りますので、そういったところもまた見ていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○6番（山口英司君） 終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 2款の49ページなんですけれども、高齢者運転免許自主返納事業で、平成30年25名、令和元年が18人ということで、これ、毎年毎年増えてくる傾向にあるのかなと思うけれども、この返納したときの特典というんですか、その辺の内容をちょっとお知らせ願えればと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 自主返納に関する特典ということでございますけれども、現在はバスの回数券もしくは現金3万円という二者択一で受付けでございます。ほとんどの方が現金ということでございます。

以上です。

○4番（後藤 肇君） 分かりました。

○議長（林 昌枝君） 1款及び2款について質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 次に、3款から5款について質疑を行います。

野上議員。

○5番（野上富士夫君） あえてページを申し上げるのであれば、83ページから84ページにかけてでございますけれども、村民の健康を守るために、4款1項2目保健予防費において、人間ドック受診費補助事業、感染症予防事業、母子保健事業、健康増進事業、食育推進事業等の予算が計上されていますが、新型コロナウイルスについてお伺いいたします。

現在、我が国の最大の関心事は、世界中で感染が広がっている新型コロナウイルスと東京オリンピック・パラリンピックがどうなるのかではないかと思います。

国内においては、コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、全国的なスポーツや文化イベントが自粛され、様々な分野において甚大な影響が出ています。

本村においても、子供の安全を第一に考え、3月2日より保育所、幼稚園、小学校、中学校の全てが休業となっています。

群馬県においては、3月7日に初のウイルス感染者が出て以来、昨日までに感染者は10人となっています。

国においては、非常事態に備えて、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案が成立いたしました。今後も特措法に基づく緊急事態宣言が発令されることなく、一日も早い終息を願うものでございます。

しかし、現在の状況は、コロナウイルスが収まる気配はありません。終息の出口が見通せない中、本村においても、コロナウイルス感染拡大のおそれがある場合、もちろん国や県の指示はあると思いますが、村民の健康と命を守るため、為政者はちゅうちょなく速やかに適切な対策を講じていただきたいと思います。村長の所見をお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 野上議員の心配するコロナウイルス対策でありますけれども、このコロナウイルス対策は、発生してからかなり時間もたってきております。そして、そのコロナウイルスについても、ウイルスの性質等々がだんだん解明されてきております。それで、最近、ごく最近でありますけれども、アビガンというウイルス用の薬が2016年に開発されていたんだそうです。それがこのコロナウイルスに有効に効くということであります。

このコロナウイルスに感染した人は、群馬県では10人ということでありますけれども、治って退院した人、そういった人のやっぱりデータも必要だと思うんですね。それを相殺すると、現在ウイルスにかかっている人は少なくなってくるわけですね。

そうした場合を考えた場合、高山において、こういう空気のきれいなところですね、10人前後の会合等々にはゴーサインが出てもいいんじゃないかというふうに私は考えています。

そして、小・中学校については、もう来月は新学期になるわけでありましてけれども、新学期からは、コロナ対策を講じた環境を整備した上で、学校を平常どおり始めるというふうに私は考えたいんですけれども、これもまた県との協議もあろうかと思います。指導もあろうかと思います。それを待って、もう準備をしておいて、すぐ行動に移せるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（林 昌枝君） 野上議員。

○5番（野上富士夫君） 幸いにして群馬県では東毛地域に10名の感染者がいるけれども、そのために幼稚園の卒園式、小学校の卒業式、一旦は中止というような方向性が出ましたけれども、その後の傾向を見て、あるいは幼稚園の保護者から執行部宛、会議議長宛に要望書が出まして、それで関係者で協議した結果、規模を縮小して卒園式、卒業式を実施すると。こ

れについては、非常に賢明な判断だと思っております。

コロナウイルスは近いうちに終息に向かうことが一番望ましいわけですがけれども、非常事態においては、危機意識を持って対応してもらえしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（飯塚哲也君） ちょっと補足してよろしいですか。

今、村長が申しあげましたように、今後の方針としてはそういう形になろうかと思えます。幸いにも、この高山村近辺で感染者が出ていないという時点ですので。

ただ、村としましては、先月の内閣総理大臣の小・中・高、特別支援学校ですか、そういう形について、3月2日から春休みまで、春季の学校の春休みまで、政府においては休校ですね、休校しますという、それを地方に要請しますという政府のあれを受けまして、翌日、2月28日に高山村においては関係者が集まって、村長を本部長に対策本部を設置しました。その構成は、村長が本部長で、特別職、私と教育長が副本部長という形で、構成員が全課長、局長という形、それと消防団長を加えた対策本部を設置しました。

そこで、先ほど野上議員からお話がありましたように、国は、内閣総理大臣は小・中・高だと。高山においては、保育所、幼稚園も含めて休園しましょうと、閉鎖しましょうと、そういう形で、28日の時点ではそういう決断をしました。

ただし、内閣総理大臣が言っているように、この一、二週間がクラスターとか感染が広がるか終息に向かうかの瀬戸際だというような表現がございましたので、村のほうにおいても、一、二週間の様子を見るという形ですがけれども、最初の対策本部の会議では、3月31日まで休業しますという形にしました。

それから、いろいろ今、野上議員からお話ございましたように、幼稚園だとか、保育所だとか、いろいろの関係で父兄等からの要望もございました。それに対して、対策本部のほうでは、逐次会議を設けまして、その都度その都度の状況に応じて改善される部分については改善していこうと。

ただ、今後、今こうに言っていますけれども、群馬県の東毛のほうでは実際に感染者が出ております。そうしますと、いつ何ときこちらのほうに感染者が出てくるような事態になるかも分かりません。そのときには、もっと今よりかも厳しいような状態を想定しておきながら、今後対応していきたいということでございますので、よろしくお願いします。

○5番（野上富士夫君） 議長、結構です。

○議長（林 昌枝君） はい。

山口議員。

○6番（山口英司君） 野上議員の繰り返し質問になると思うんですけども、83ページの4款1項2目保健予防費の中の感染症予防事業、この中で新型インフルエンザ等備蓄品とありますが、新型コロナウイルス対策でのマスクの売切れ、マスク不足が大変に叫ばれて、多くの方が朝9時に行って、こういった販売店に並んでも手に入らないような状況かと思います。

ということで、それに加えて、国でもマスクの転売等が15日から法律で禁止された。そういうこともあります。

ですので、当面はまだまだ品薄状態が続くんじゃないかというふうに思われるわけなんですけれども、本村におけるマスクの備蓄状況をまずお伺いしまして、そして、たくさんあるようでしたら、ぜひこれを村民の皆さんのために、また必要とされる皆さんのために有効活用していただきたいと思うわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 保健みらい課長。

○保健みらい課長（林 隆文君） 山口議員のご質問ですけれども、マスクの備蓄ということで、今現在5万枚あります。実際、医療関係の、郡内の医療関係から要請がありまして、どうしても医療機関のほうでもマスクが足りない。医師会のほうから先日要請がありまして、4,000枚のマスクを医師会のほうへ提供をしております。

実際、なぜかといいますと、医療機関の方、村の方も大分働いている方がいらっしゃいます。その方々も感染すると一番まずいということもありまして、4,000枚のマスクを備蓄のほうから医師会のほうに届けております。今、残りは4,000枚弱残っております。

その中で、草津町がこの前、1世帯当たり10枚のマスクを……

〔「4万枚」と呼ぶ者あり〕

○保健みらい課長（林 隆文君） 4万枚ですか、すみません。

先日の新聞で、草津町のほうが各世帯10枚当たり配布をしたという話が新聞に出ていました。

村のほうは今、実際、村の感染者がいまないので、状況を見ながら、4万枚以上ありますので、状況を見ながら、上と相談をしながら、配布するか、もしくは、イベントとかに、会合の中では配っているんですが、その辺、ちょっと状況を見ながら、配布のほうについては検討させていただければと思います。

以上です。

○6番（山口英司君） 終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに3款から5款について質問のある方、お願いします。

ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） それでは、暫時休憩に入ります。

13時、1時からよろしく申し上げます。1時に再開いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

ただいま税務会計課長から、午前中の本会議における林和一議員からの質疑に対する答弁について、一部誤りがあったため、訂正したい旨がありましたので、これを許可します。

課長。

○会計管理者兼税務会計課長（佐藤章彦君） ありがとうございます。

午前中、一般会計補正予算の中の固定資産税の減額につきまして、企業に対する対応をどのようにやっているかという趣旨のご質問をいただきました。

その中で、私、搜索を行い、売上金を徴収する旨の説明をさせていただきました。この表現が、差押えをしたような表現と捉えられるというふうな感じがいたしましたので、あくまでも搜索は行いましたけれども、納入につきましては、会社の社長さんの自主納付という形で徴収させていただきました。

実際には、2回会社まで伺いまして、社長さんと交渉した上、自主的な納付という形で徴収をさせていただきましたので、この辺の答弁のご訂正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございました。

次に、6款及び7款について質疑を行います。

佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） 98ページ、6款2項1目林業総務費でございますけれども、この中に地域林政アドバイザー1名というような人件費が取っておりますけれども、この県のOBの

職員とかをお願いするような話でしたが、実際、この地域林政アドバイザーの仕事というのは、どの辺までやるのか、それを教えてもらいたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 課長。

○農林課長（星野茂樹君） 佐藤議員からの98ページ、林業総務費における会計年度任用職員の地域林政アドバイザーについて回答いたします。

地域林政アドバイザーというのは、平成29年度に国のほうで制度が創設されました。この制度の内容は、県や市町村が森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用したり、またそういう知識を有する方を雇って、法人に林業関係の行政関係、その事務を委託することが出来るというようなことで、そういうことを通じて各自治体の森林・林業行政の体制強化を行えるというような制度となっています。

具体的には、令和2年度で県OBの方を雇用する予定となっておりますが、何をしてもらうかということ、令和元年度、今年度から国のほうから森林環境譲与税というのが譲与されています。これがこれからもずっと続くものだということなんですが、農地のほうでは、耕作放棄地問題が現在大きな問題となっています。山のほうについても、所有者はいるんだけど、人工林について、近年、全然施業していないような山というのが増えてきているということで、林業離れ、また山離れというふうなことが続いています。その対策として、国のほうでは地域森林管理制度という制度をつくり、町村のほうでその制度について取り組んでくださいよというようなことで、法律が制定されました。

その内容が、村内にある人工林、杉、ヒノキ、松等の山について、施工履歴が最近ない山について調査して、所有者リスト等を作り、その所有者に個別に郵送なりでアンケートを取り、これから保育する意思がありますかというふうなアンケートを取って、それで、意思があるという場合には、自分で出来ないというのがほとんどだと思いますので、そのような人の山を集積して、林業受入れ団体とか森林組合等のそういう団体に保育のほうを委託して、これから管理していきましょうというふうなことで、そういう計画が考えられています。

ですので、地域林政アドバイザーの方には、そういう事務について、その仕事に当たっていただければというようなことを考えています。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） ありがとうございました。

次に、もう一つございますが、103ページの3目の観光総務費の中で、11節で商標更新登

録申請手数料とありますけれども、これについて、村で今、商標登録を持っているのは何件ぐらいあるか、分かったら教えていただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 星野課長。

○農林課長（星野茂樹君） それでは、農業分野のほうから申し上げます。

現在、高山村で持っている商標登録等についてなんですが、この予算書にもありますとおり、リンドウの品種等と、リンドウのほうにつきましては、「吾妻1号」の品種登録があります。それと商標登録で「月あかね」。これは高山村のブランド米「月あかね」の商標登録です。それと、「銀河浪漫」の商標登録があります。この「銀河浪漫」については、最初は平成19年度、19年に登録して、10年ということですので、また平成29年に更新し、次回更新までは、更新が令和9年ということで、現在のところ3つの、1つはリンドウが品種登録、そして、「月あかね」と「銀河浪漫」は商標登録と、3件ほど登録しております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 佐藤議員ご質問の地域振興課分をご報告申し上げます。

地域振興課では、シンボルマークとキャラクター、それぞれ商標登録してございます。

シンボルマークは変えていないんですが、キャラクターにつきましては、おとし更新いたしまして、新しいキャラクターとなっております。ちょうど切替えの年だったものですから、その分を新規に登録して、また10年後に更新という形になりますけれども、その2点です。

○2番（佐藤晴夫君） ありがとうございました。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） そうすれば、これ、105ページになるんですけれども、イルミネーションについてお伺いします。

昨年度、イルミネーションについては好評で、かなり受けたかなという感じはするんですけれども、実はトイレから右側と、あと山のほうですね、一段高い入り側、入り口の裏側になるわけですが、山のほうのイルミネーションに関しては、何かちょっと中途半端な、下だけで、遠くから見えないというような、やっぱりそういうような意見もございましたので、本年度やる場合に関しては、ぜひもう少し入り口、突き当たりも、ともかく裏の山のほうの頂上の辺まで何か考えていただければという声があったんで、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

予算が決まっている中で、なかなか難しいものはあるけれども、その辺、最大限利用していただく。外から見る部分に関しても、やっぱり第一印象がそれによって決まってくる部分もあるのかなと思いますので、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） このイルミネーションも2年目ということで、大分好評を頂きまして、ありがとうございます。

更新につきましては、村の予算も決まっておりますので、一般企業等から協賛金を集めて、少しずつ増やしていったという状況でございます。

来年度につきましても、一般企業の方から協賛を募りまして、また増やしていく分で、またそういったところを考えていきたいと思ひますし、また現在、今回やりましたレイアウトなんかもまた見直しして、今回もちょっと目立つような形、そういった方法も考えてみたいとは思っています。

ただ、協賛金につきましては、ちょっとこの間もある業者から、こんなご時世が続くとなかなか厳しくなってくるというような声は頂いておりますので、その辺も見ながら、また検討していきたいと思ひますので、よろしくお願いします。

○4番（後藤 肇君） よろしくお願ひします。

○議長（林 昌枝君） ほかに6款、7款について質疑ありますでしょうか。

奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 6次産業の推進事業についてちょっとお伺ひしたいと思ひます。

昨年度は……

○議長（林 昌枝君） 何ページですか。

○8番（奈良哲男君） すみません。93ページ。

○議長（林 昌枝君） 93ページ。

○8番（奈良哲男君） 昨年度は、たしか地元の方が受給になっているかと思ひます。今年も300万円用意してあるようですが、大変高山村にとっても、6次産業は大事なものじゃないかなと思ひます。今年、あとはPRの仕方も、もう少し広報等でPRしたらどうかと、そういうふうにも考えるわけですが、今年については申込み等はどうか。

○議長（林 昌枝君） 課長。

○農林課長（星野茂樹君） 奈良議員からの6次産業についてでございますが、令和元年度は、今のところ交付のほうはありませんでした。PRにつきましては提案のありましたとおり、

広報、防災無線等でPRをしたいと考えております。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 大変何かいい事業なので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 次に、8款、9款について質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 次に、10款について質疑を行います。

奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 126ページになります。教育費について、全体にわたっての質問になります。

まず、教育長にお伺いをしたいと思います。

その前に、先日といいますか、3月4日の本会議におきまして村長より任命され、3月4日の本会議において全会一致で再任されまして、大変おめでとうございます。また今後の高山村の教育行政にご尽力をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、細かなことでなくてよろしいんですが、教育費、3億円という教育費が掲げられています。約3億円です。執行部の教育に対する熱意が感じられる予算と考えています。教育長の高山村の特色ある教育について、その思いといいますか、その辺の所見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 教育長。

○教育長（山口 廣君） 奈良議員のご質問にお答えします。

まず最初に、先日、議会におきまして、私のほうの同意を頂きまして、大変ありがとうございます。

それでは、予算に絡むところなんですが、これまで3年間やってきたことと、そのつながりに関係するところがありますので、少しお話をさせていただければと思います。

当初、なりましたときには、村の総合計画、これと教育大綱、それから教育行政方針という諸計画があるわけなんですけれども、この村の総合計画から現場までがちょっとつながりが分かりにくかった部分がありましたので、これが分かりやすいようにすぐに改善しまして、今何をしたらこの総合計画は達成できるかということで、1年目につきましては作成をさせていただきました。

その後、英語検定や漢検を小学校1年生から中学校3年生まで、その成果も、準2が英検で受かったり、中学校1年生で漢検の準2が受かったりと、小学生も英検を受験して合格するという、非常にいい成果が出てきているかなと思います。

また、ずっと私、もう四、五年前から、議会のご理解を得まして、タブレットPC等の整備が進んできています。今現在、最大で、その当時からですけれども、2人に1台と整備を考えていたんですが、もうほとんど、児童数も減ってきたせいもありまして、あと数台ありますと、1人1台クラス分がそろそろような状況になってきています。大変ありがとうございます。

それから、昨年度は特別支援教育の充実を図るということで、通級指導教室を県のほうにお願いしまして、吾妻郡で初めて中学校に通級指導教室、小学校、中学校両方に出来て、1人の教員が両方の通級指導教室を持てるという結果になり、非常に子供たちにとっていい学習の場が出来たかなというふうに思っています。

さらに、不登校対策としまして、教育支援センター「つばみ」、1度見ていただいたかなと思いますが、いぶき会館の2階に勉強の部屋を持ちました。2人が通級し、今まで家に籠もっていた子供たちが出てきて、学校にも行けるようになってきました。

「つばみ」に来た場合には、当然出席扱いになりますので、そんなところも設置をやってきましたんですが、よかったなというふうに思っております。

それから、これは3年前から吾妻特別支援学校のスクールバスの運行を県のほうに要請をして、3年前は、取りあえず何とかしますということで、それで昨年度、バスは購入したんですが、運転手の予算がつかなくて、運行ができなかったんですけれども、本年度、運転手の予算も県のほうでつけてくれまして、高山村に吾妻特別支援学校のスクールバスが役場から毎日送り迎え、旧吾妻高校まで行っていると。利用している子供たちがいます。そんなところも出来たかなと。

また、社会教育関係ですと、「たかやまの文化財」を改訂いたしました。

さらに、村民運動会の見直しということもさせていただきました。

そして、来年度からなんですが、今後の抱負ということですが、大変ありがたく予算を計上させていただいたんですが、課題は多く、まず今後の見通しですが、給食センターの改修、それから、先日の全員協議会で課長のほうから話がありましたGIGAスクール構想、令和5年までに児童・生徒全員1人1台ずつコンピューターを設置するGIGAスクール構想というのがあるんですが、これにはある程度予算がかかってきます。これも実現させたいんで

すが、その中で、実を言いますと、この群馬県はGIGAスクール構想で、1人1台子供がコンピューターを持ったときに、どういうふうな使い方が出来るかという研究をするということで、令和2年2月14日、上毛新聞ですが、ここに「ICT推進拠点校、小・中学校1校」と書いてあります。この1校が高山小学校に内定しています。

どういうことかということ、ICT活用促進プロジェクトとして、県教委は新年度から3年間として、拠点校で発達段階や教科に応じた指導方法を検討し、試行し、外部の専門家の助言も受けながら、指導モデルを作成する。拠点校が作成したモデルは、公開授業などを通じて各校に周知していくと。つまり、高山小学校が1人1台のをどうやって使ったらいいかというのを県教委と共同で行うと。研究を行って、県内に群馬県版の使い方をやっていこうということが内定されておりまして、おとといですかね、17日に県教委から担当指導主事2名、それから吾妻教育事務所から所長、主任指導主事及び担当指導主事の5名が来まして、この内容について説明がありました。

決定は4月1日からなんですが、これも議員の皆様のご理解、あるいは村の理解と学校の努力でコンピューターをたくさん使っているというのが認められたかなというふうに考えて、非常に私個人的にはうれしく思っているところです。

これにつきましては、今後3年間の指定ですから、いろいろと予算面についてもかかってくるかなという部分がありますけれども、またご協力願えればと思います。

それから、認定こども園について検討、それからコミュニティスクールについて、学校運営協議会というんですが、コミュニティスクール、地域の方が学校の運営にいろいろとご意見を頂くコミュニティスクールを検討していくということになります。

それから、運動会ですかね。運動会の合同開催、幼・小・中の運動会の合同開催についても、今、この前の全員協議会でお話ししたとおり、検討していかなくちゃいけないと。

さらに、令和3年度には郡民スポーツ大会が高山村開催になります。これについても、設備等も含めて、いろいろご理解、ご協力をいただきたいなというふうに思っています。

また、さらに後期のところにも、村が考えているのが、村の歴史や伝統行事について興味を持ってもらいたいという村の方針もありますので、この辺につきましても、また今後考えていきたいというふうに思っております。

そんな中で、多く課題があるわけですが、一つ一つご協力、ご意見を頂きながら進めていきたいなというふうに思っています。

非常に高山村は注目されておりますので、皆さんの本当にご指導を頂きながらやっていけ

ればいいかなというふうに思っています。

まだまだたくさんものがあるんですが、主なところということでご紹介させていただきました。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 実はこのGIGAスクールのことをちょっと聞きかじったものですか。大変丁寧な説明に感謝申し上げます。

以上で終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） ICT推進拠点校ということですが、……しまして、あとは翌年度のあれですけれども、質問もありましたが、先ほど質問しようと思って用意していたんですが、教育長のほうが先に話してくれたので、それはなしということで、いずれにせよ、そのことについては高山村の英語教育が県から評価され、そして高山小学校が県下唯一、高山小学校がそういう拠点校に指定されたということで、ありがとうございます。

もう一つなんですが、村長の公約にもあります中学生の海外派遣事業、129ページ、10款1項1目かな、中学生の海外派遣事業なんですけれども、新型コロナウイルスが世界中で今、猛威を振るっていますが、まだまだウイルスとの闘いは長期に及ぶとの観測です。

中学生を派遣するオーストラリアでは、全ての入国者に、入国後まずは14日間自主的な隔離を求めています。それと同時に、また国民には無期限の渡航禁止を決定したとともに、海外に行っているオーストラリアの皆さんには帰国させる、そういった状況があります。

このような現状を踏まえて、中学生の海外派遣について、どのように考えているか。状況次第ではいると思うんですけれども、村長の……。

〔「教育長でもいいですか」と呼ぶ者あり〕

○6番（山口英司君） いいです。

○議長（林 昌枝君） 教育長。

○教育長（山口 廣君） 山口議員のご質問にお答えします。

一番、今、頭が痛いのが中学校海外派遣事業です。先日ちょっと関係する旅行社と話をしました。プレゼンをやったわけなんですけれども、その中で、そのような話で、実際見えないというところがあります。

まだ、今後検討なんですけど、いろいろ、まだちょっと資料がこれからお願いしてあるものが届くんですけど、もし中止になったときのキャンセル料というものが発生をします。今、8月でやった場合に、ある業者につきましては、4月28日までですと1,000円ぐらい、1,800円でしたかね、ちょっと正確なのはちょっと手元にはないんですけど、のキャンセル料ですけども、その後はどんどん20%、30%という1か月単位ぐらいで増えていくというようなお話がありますので、これにつきましても、早めに考えていかななくてはならないかなというふうに思っているところです。今月中にある程度の方向性を見ていかなくちゃならないかなというふうに思っております。

ですから、今、検討中ということで、異動する場合、実施する場合、年を繰り越す場合、いろいろな考え方があると思うんですけども、ベストの方法を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） 小・中学生、卒業式、それから入学式、これと併せて、やはり一大行事である海外派遣事業、そういうことだと思います。ぜひ何とかウイルスが終息に向かって、今年度、海外派遣事業が実施できることを望んでいます。

終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） ページでいきますと、124ページの消防諸費のところになります。その真ん中ほどに、この前……

〔「教育」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） どうしますか。ちょっと待ってください。

〔発言する者あり〕

○議長（林 昌枝君） じゃ、どうぞ、進めてください。

○4番（後藤 肇君） いいですか。

○議長（林 昌枝君） はい。9款ですか。

○4番（後藤 肇君） 9款の消防のことです。真ん中のほうに電話回線使用料というのがあるんですけども、これ、自動で何か鳴るような旨、調査のとき聞いたんですけども、もう少しちょっと具体的な説明を頂ければと思います。

使用料のところですよ。電話回線使用料のところでは47万6,000円とある。これが何か自動的に電話が鳴るとかというようなお話を調査のときにちょっと受けたんですけども、もう少し細かい説明を頂ければ。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 後藤議員のご質問でございます電話回線使用料ということでございますけれども、I P無線機購入に係るところの関連費用でございます。今まで……。

大変失礼いたしました。防災無線に係る運営費の中の11節電話回線使用料ということでございます。大変失礼いたしました。

これにつきましては、現在、デジタル化に切り替わりまして、中之条分署と高山村とをつなぐ電話の回線使用料ということです。

○4番（後藤 肇君） 分かりました。

○議長（林 昌枝君） ほかに10款について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 次に、11款から14款及び歳入について質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑ありませんか。

次に、議案第30号から議案第36号までの7議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称等を言ってからお願いいたします。

小林議員。

○9番（小林 進君） 土地開発で質問させていただきます。

昨年、農林建設常任委員会で村内の土地を開発すべきところを視察してまいりました。今回のこの予算には載っていないようで、その理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 小林議員のご質問、去年視察で見に行った場所ですが、判形の上のところですが、見に行ったその後、地主の方と開発事業者の方がちょっと話をしたということで、その宅地等の開発事業者とハウスメーカーの方々が役場のほうに来まして、その土地を宅地造成させてもらいたいということで話が来しました。

村としても、民間でやるのであれば、村のほうのリスクを負わなくともしてもらえるならいいかなということで、その判断をしたんですが、その後、特に話もなく、現在まで推移しているところがあるんですけども、今後、そういった民間の方の話がなくなるのであれば、

村のほうで、場所としてもいい場所なので、進めていければと思うんですが、その辺もまたちょっと村長と協議しながら、話をしていきたいと思いますが、現在の状況はそんな状況でございます。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 理由はよく分かりました。

場所としては本当にいいところなので、そういうことで民間の方が手を引くようでしたら、ぜひ村が開発をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

○3番（林 和一君） 介護保険特別会計、お願いいたします。

介護保険特別会計、歳入、10ページでございます。7款繰入金、2項1目介護給付費準備基金繰入金がございますけれども、今回、準備基金1,303万6,000円全額を繰り入れる予算が組まれております。介護保険事業の資金繰りといいますか、財政運営は今どんな状況にあるのか教えていただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 飯塚課長。

○住民課長（飯塚優一郎君） それでは、林議員からの介護給付費準備基金の繰入れに関連しまして、介護保険の財政的なところについてお答えさせていただきます。

介護保険料につきましては、3年に1回保険料を改定するというので、今回は第7期介護保険計画に基づきまして、最終年になります。介護保険の料金を設定する際に、この期、3年間の介護保険料をするわけですが、3年間の介護の給付費等の見込みを立てまして、保険料のほうを設定させていただきます。

3年間同じ保険料で推移することとなりますので、最初の年は介護給付費が右肩上がりで少しずつ増えておりますので、最初の年については、少し余裕が生まれますので、それを基金のほうに積み込んで、2年目、3年目になりますと、介護保険料は恐らく足りなくなるだろうということで、3年目については、基金を全て使用して財政のほうを運営していきたいということでございます。

ですので、3か年の介護保険料を勘案して保険料を設定しておりますので、最終年度となりますので、介護の基金につきましては、その期の部分を取り崩して歳入のほうに充てるという考えの下、事業のほうをさせていただいております。

○議長（林 昌枝君） 林議員。

○3番（林 和一君） 3年に1回の見直しの中で、今、最終年度ということで対応される状

況のようなんですけれども、実際に事業が始まってから、当該年度中に大きな医療費の伸び、介護保険事業費の伸びがあるというような場合の財政運営ということを考えると、この先、心配の点についてはどうされるか、分かりましたらお聞かせいただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 飯塚課長。

○住民課長（飯塚優一郎君） 過去においては、数千万円の基金のほうを造成しておりまして、保険料があまり上がらないようにというふうな形でやっておりました。近年につきましては、基金のほうは全て使用してしまったような状況にあります。

今回の令和２年度のほうで執行した第７期につきましては、その基金がそのまま余剰金として次の第８期のほうに回せるようであれば、その部分で基金のほうをつくらせていただきまして、保険料のほうも、それを勘案しながら設定のほうを行っていきたいということになります。

突発的に資金が足らなくなった場合におきましては、今までもあったんですけれども、法定外の繰入金を行うようなことになりますけれども、現在、施設等についても、新たに建設するというような情報ありませんので、急激に介護保険料が突発的に上がるというふうには予想はしていないという状況になります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

４番、後藤議員。

○４番（後藤 肇君） じゃ、すみません、最初の７ページ、農業用水事業ですね。この中で、高山揚水廃止協議会とか、茶屋ヶ松の揚水の変電所撤去工事ということで、これ、揚水の廃止の事前事業で、協議を、もう１年２年やられているとは思うんですけれども、これは新幹線が出来たときからのいろいろそのときの状況を判断して、こうなってくるのかなという感じはするんですけれども、その辺、長い目で見た感じのこうなった状況とか、その旨のあれをちょっと、村の考え方でもいいですが、そういうのを教えていただければ。

時代によってこういうあれはしょうがないよという感じもあろうかと思うんですけれども、長い目で見ると、これだけのお金を使って廃止するとか何かという状況になっている部分を見ると、前々からのこういう立ち上げの時点、時代の流れと言えば一言で終わってしまうんですけれども、こういういきさつになったというところの経過、もしくは今の考え方をちょっと教えていただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま後藤議員からのお尋ねでございますけれども、立坑の廃止に

向けた活動ですけれども、これについては大変難しいものがありまして、ＪＲとの協議も苦戦をしているところでございますけれども、もう当時契約したときの状況と今では随分乖離があるんで、これは事情変更という法律的には制度があつて、そのときの状況によってこの責任割合をするのではなくて、事情変更による損失というか、事業の負担率が高くなったということは、やはり国も責任があると、そういった私は、法律事務所の先生のご意見でありますけれども、事情変更という、それが有効ではないかということで、これは政治決着をしていく方向に進まざるを得ないというような感じは持っています。

やっぱり地域の代議士さんをお願いするとか、そういった交渉が必要ではないかと思って、これから段取りを検討であります。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（飯塚哲也君） すみません、今、村長がおっしゃったとおりですけれども、今までのちょっと経緯と今後の村の方針ですけれども、もうちょっと具体的に申し上げますと、議員がご指摘のように、上越新幹線の中山トンネルの湧水対策で地下施設ができたわけですが、そのときに、昭和62年かと思うんですけれども、17億3,200万円の基金をつくりまして、渡し切り補償という形で、高山においては、この金はこの管理運営のために、湧水対策のために使うんだという目的を持ちまして基金を造成して、今まで推移してきました。

現在、村のほうで1基1億円ぐらいする地下からのポンプで水を吸い上げて、かんがい用水等に使っていたわけですが、それも今後ずっと永久的にお金を、大金のお金をですね、1年に数千万円の電気料をかけてくみ上げいってよろしいかということで、近年、4か所ですか、深井戸を掘りまして、かんがい用水的には、その深井戸からの揚水で間に合うと。地下からくみ上げなくても、農業経営には差し支えないという結論になりまして、今現在やっているわけですが、村のほうとしますと、地下管理、先ほど村長が申しあげましたように、地下管理の渡し切りで、当時が17億数千万円ありますと、金利が5%以下にはならないと。日本鉄道建設公団のほうから、5%以下にはならないから、これ、半永久的にこのお金で管理ができますよというお約束で、当時の執行部と日本鉄道建設公団ですか、そこで結んで、そういった契約になったんですけれども、先ほど村長がおっしゃった事情変更の、当時のですね、例えば1つの例を言いますと、5%以下にはならないから、このお金で管理してくださいと日本鉄道建設公団は村におっしゃって契約したわけですが、それから今の金利を見ますと、0.0何%というような、5%どころじゃなくて、三桁も四桁も数字が違ふような金利でございます。そうしますと、基金を積んでも、利子で運用できるどころで

はなくて、元金を食べていかないとこの管理ができないと。そういったのを今後ずっと半永久的に高山がやっていかなくちゃならないかという疑問が起きるわけです。

そこで、今お話がございました事情変更の契約の時期と現在の経済情勢とかもろもろを勘案した場合に、事情が変わっているんですよ。契約を結んだ当時はその条件でよかったでしょう。だけれども、数十年たってやっぱり事情が変わってくると、それがいつまでも結んだことが当然かという疑問を受けるわけです。

これが弁護士の先生に話をしましたら、ドイツは第二次世界大戦のときに、世界で初めてこの事情変更の、要は賠償ですね、戦争の賠償金を、ドイツは負けましたので、賠償金を連合国側に払わなくちゃならないと。そうすると、国が潰れちゃうんだということで、事情変更のこの法律を使って解決した例があるそうでございます。

高山村は、最終的にはそんな形に、この小さい3,500人の高山村が、国家の政策で造った新幹線の地下管理のものを、ずっとこんな小さいところが、お金を頂いたからとずっとやっていかなくちゃならないかという、それが事情変更の原則だと思います。

ただ、そこに行く前に、村としましては、議員もご存じかと思うんですけども、元年度に、今年度ですね、JR東日本の高崎支社と相談しまして、今、新幹線が既にもう走っているわけですけども、地下施設を廃止しても可能かどうかという調査を今している段階でございます。この結論はまだ出てこないんですけども、コンサル会社を通じて調査してもらっておりますので、この結論が出た段階で、また議会とも相談して、今後の方針を考えていけたらと思っております。現在の状況はそんなところでございます。

以上です。

○4番（後藤 肇君） はい、分かりました。なるべく村とすれば損をしない有意義な解決方法を探っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） 介護保険特別会計でございます。

16ページの3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業の中でございますが、平成29年度までは、介護保険は一本でサービス事業では県のほうに統一していました。それが、要支援1、2については、平成30年度から各市町村が事業主になりました。そういった形で、各市町村にサービス事業者は登録をしていると思うんですが、村外からこの高山村に登録をしている事業者は何件ぐらいあるか、あと、そういったところを使っている利用者はいるか

どうか、その辺をお聞きしたいんですけれども。

○議長（林 昌枝君） 保健みらい課長。

○保健みらい課長（林 隆文君） 佐藤議員の質問なんですが、地域支援事業ということで、佐藤議員がおっしゃったとおり、平成29年度から総合事業ということで、村のほうに移管になりました。

その関係で、今、居宅事業所なんですけど、今、実際8業者あるんですけども、6業者、休止も含めてなんですけども、6業者、見込んでございます。その中で、村内が1業者、村外が3業者、6業者ですか。トータルで6業者。

要支援1の方が対象になる事業がございます。その事業所の中では、主に使っているのが高山村の1業者と、あと村外の3業者、4業者の方が居宅事業ということで、ケアプランを立てている事業者になります。

あと、もう一つ、総合事業ということで、デイサービスとヘルパー業務ということで、デイサービスについては、12業者の方が登録があります。1業者が村内です。あとの11業者については村外になります。

デイサービスの今使用している方なんですけど、基本的に村の事業者がほとんどです。14人の方が使用をしております。

ヘルパーの関係については、村外で4業者ということで、村外の1業者を使っているだけになりますかね、村民の方については。

あと、戻るんですけど、居宅の事業者の中で、トータルで使っている人数なんですけど、住民の中で25人の方が居宅事業ということで、ケアプランを立てております。

以上です。

○2番（佐藤晴夫君） ありがとうございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

ただいま教育長から中学校海外派遣事業について追加説明したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

教育長。

○教育長（山口 廣君） 先ほどの最初に言うところを忘れてしまったんですが、海外派遣事業、新型コロナウイルスでキャンセル料が発生するというような話をしたんですが、基本的

に中止をするということではなくて、キャンセル料が発生するので、早めに判断をしなくちゃいけないという旨のことです。

ですから、時期が冬場になるかどうか、ちょっとその様子を見てということで、中止というふうに理解されてしまうと困るなと思ひまして、これは要するに早い時期に判断をしていく必要があるという趣旨であったことを、ちょっと付け加えさせていただければと。

ぜひ、大切な子供たちの事業ですから、どこかでやっていきたいと。できれば予定どおりやりたいという気持ちはあるんですけども、場面によってということです。

中止という意味ではなく、その延期の判断をいつするかという意味合いのものであるということです。

以上追加ですが、大変ありがとうございました。

○議長（林 昌枝君） これから、議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第29号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号 令和2年度高山村一般会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号 令和2年度高山村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号 令和2年度高山村土地開発事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号 令和2年度高山村農業用水事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（林 昌枝君） 日程第35、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について議題とします。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（林 昌枝君） 日程第36、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（林 昌枝君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期16日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和2年第1回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午後 1時58分